

## 平成22年白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成22年11月16日(火曜日)

開 会 午前10時16分

閉 会 午後 3時54分

---

### 会議に付した事件

1. 議員間の自由討議(まとめ)

---

### 出席委員(13名)

委員長	及川 保 君	副委員長	近藤 守 君
委員	本間 広朗 君	委員	前田 博之 君
委員	山本 浩平 君	委員	玉井 昭一 君
委員	齊藤 征信 君	委員	大淵 紀夫 君
委員	土屋 かつよ 君	委員	松田 謙吾 君
委員	熊谷 雅史 君	委員	氏家 裕治 君
委員	吉田 和子 君		

---

### 欠席委員(1名)

委員 西田 祐子 君

---

### 職務のため出席した事務局職員

事務局長 上坊寺 博之 君

参 事 千石 講平 君

---

## 開会の宣告

**委員長（及川保君）** 本日の会議を行いたいと思います。白老町財政健全化に関する調査特別委員会の開会をいたします。

（午前10時16分）

---

**委員長（及川 保君）** 先般の、14日曜日の会議において、おおよその議論の中でまとまった部分を、きょうの資料の中に示しておると思います。

本日、前回、14日に欠席されている委員がおられますので、確認の意味において論点1のほうから順次進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、論点1でございます。

職員の定数削減・抑制による人件費の削減（見直し）この部分において、今ここに示されておりますように、まとめておりますように、14日の会議の中では大筋においていいたろうと。示されている案に対していいたろうとということでございます。このことについて、何か特にございましたら出していただきたいと思ひます。2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** 私、2日休んで発言するのと思ひますが、自由討議になっておりますので、私の考え方だけ示させていただきます。論点1について、このような結論になっておりますが、私も前回お話ししてありますが、前の資料の論点1で、職員の定数見直しで（3）まで、それぞれ意見まとまっております。事務局のほうでまとめてくれたと思うのですが、いい資料をつくっていただいてありがとうございます。

私は、（3）の考えであります。あくまでも財政健全化プログラムをつくってまだ2年しかたっていないときに、なぜ職員数をふやさなければいけないのかということ、これはそのもの、議員の一般質問とか、予算等審査等々、いろいろな職員の定数の問題とか話してありますが、その中で町側は、そのためにもグループ制を導入したと。そして部長制を導入したと。そして組織の強化を図っておりますということで、職員の当初のプログラムの数値計画の中で、そういう形で職員をふやさないでやっていると。再三答弁しているにもかかわらず、今言ったように2年の見直しの中で、職員数を類似団体の数字に直すのだという話を持ってきたことに対して、私は疑義を感じますし、まちの中でも、各企業も非常に厳しい経営を見直して、職員の採用をしていないのです。限られた人員の中でやっていると。そういうことで、私は始まったばかりですぐに職員数をふやさないということ自体に疑義を感じるし、私は、現状の、当初のプログラムの計画数値でまず、もう少しやってみたらどうかと。私はそういうことだし、議会にも相談なく21年度に11名の採用をしているわけです。またことしも採用しますけれども、2年間で完全に計画をはみ出しているのです。それを踏まえてさらにふやすとはどういうことかと。私は町民感情から見ても、全体の白老町の経済状況から見ても、町民の理解を得られないのではないかと。逆に、一般職の給与の削減見直しをしますよと。これについては、職員のモチベーションをこの部分で上げてもらわなければいけないのです。もし、私が賛成した場合、そういう形の中で、やはり1つのほうは町民の、今厳しい環境の中

においても、もう少し当初の計画でやるべきではないかと私はそのような意見を持っています。

**委員長(及川 保君)** ほか、ございませんか。この意見に対しても含めてです。ありませんね。

この部分において、おおすじ前回の会議の中ではやむを得ないなと。認めるべきだと。全体の中ではここに書かれているような状況になっております。

今、前田委員のほうから改めて、この件については認められないと。当初どおりにすべきだという意見がございます。委員長報告の中では、少数意見としましてこういう意見もあったという部分では取り上げてまいりたいと思いますので、よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

**委員長(及川 保君)** それでは、論点2に進みます。

一般職の給与削減見直しでございます。

今、まとめておるように職員のプログラムに対する3年間の着実な実行に対する評価と、若い職員の今後のモチベーションを保つためにも、町が提案した給与削減の見直しは賛成すると。こういう前回の、14日の会議での皆さんとの合意の部分であります。

このことについて質疑のございます方はどうぞ。2番、前田博之委員。

**委員(前田博之君)** 内容的なことではないのですが、ここに賛成するということばが入っていますが、これについては全体的な財政改革プログラムの中で、町民に対する負担を軽減する部分の財政改革プログラム、今、議会で議論されていますが、あとから出てきますが水道料金だとかあるいは定数削減の見直しだとか、こういう部分を多少町民に負担を強いるから、この部分も減らしますと。だけれども、一般職の給与削減だけは認めてくださいと。そういう形で条例出たときに、それを、今ここで、見直しの財政改革プログラムをやって、議会在報告したときに、あるいは町民の説明会が今月末にありますけれども、それを踏まえて、町が財政改革プログラムを直す可能性もあるのです。そういう部分に対したときには、町民負担も町が改めて考え直したから、職員給与の部分も私たちも賛成しましょうというような議論になってくると思うのですが、ここでいう見直しは賛成というのは、内容に対していいという言い方なのですか。そうではなくてトータル的に、今言ったように議決するときも、トータル的な改革プログラムの中で町の意味が、私が求めている部分についてある程度、落とすところで水道料もこれだけ落としました。町民負担も高くしました。だからこうですと。トータルを見たときに町民負担も軽減されているから給与削減に賛成しますと。そういうような解釈になるのか、ただ、内容的に賛成ということでもいいのか、その辺整理しておかないと、私自身誤解しますから。

**委員長(及川 保君)** ここで委員長が、答弁するということになってしまうのですが、前回の会議の中で、トータル的な、今回示されたプログラム案、これを議論していく中で、当然今前田委員がおっしゃったことも、各委員の皆さんから出てきているわけです。やはり町民還元の部分が、今後のまちづくりをする意味では、町民負担、町民の理解を得られなければ厳しいということの中で、我々も先般の委員会の中では、当然その部分も踏み込んだ、限られた日しかないのですが、何とかそこを考慮して進めていくということで合意は得ていますので、この全体を進めていく中で、私のほうから提案してよろしいのか、特別委員会の小委員長もおられますし、そういった中で最終

的に、そういうところに踏み込んで、きょう、話を進めたいと思っていますのでご理解していただきたいと思います。

ということで、論点2についてもよろしいでしょうか。特にほかご意見ありませんね。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

**委員長（及川 保君）** それでは、そのとおりに進めたいと思います。論点3であります。

管理職手当の削減見直しです。

このことについても、先般の委員会の中で大変長時間にわたって議論されました。部下に対する仕事の意欲、課内のモチベーションを保つためにも管理職員の役割は大きく、責任の対価として見直しを図ることについて賛成をします。こういう結論に至っておるわけであります。

これについて、改めてご質疑のあります方はどうぞ。

ございませんか。はい、2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** 私、管理職手当の部分については理解しますけれども、ここで給与削減の見直しで、若い職員の今後のモチベーションを保つためということで、町長も再三言っていますが、正直な話、今回の給与削減で、若い職員、削減の影響が大きくなっています。

今回、給与の削減の見直しをしたら、率は部長職から主事職まである程度平均的な率で落とされていっているのです。そうすると、やはりここにも、前の論点でも書いていますように、管理職はかなり大幅な見直しになっていますけれども、多少は責任的な部分と若い職員が管理職より、少しでも削減率が厚みを増しているのならいいのですが、ある程度一律に落としているのです。そうすると、今回管理職手当が見直されてしまうと、給与と手当の趣旨は違うということを理解して言っていますが、トータル的に見てしまうと管理職のほうがぐっと上がってしまうのです。そういう面からいけば全体の給与という調整からいけば、もうちょっとアップ率を抑えてもいいのではないかと、私はそういう考えです。

**委員長（及川 保君）** 14日の会議の中では、この管理職手当の削減部分については、ここもかなりの時間を割いて議論したところであります。今、前田委員のおっしゃる一般職の給与との違いというのは、当然議論されておりまして、しかしながら、全体の意見としては、賛成すべきと。こういう意見が大勢を占めたという状況にあります。

ただ、この管理職手当については、例えば期間を設けて、実施期限を設定するとか、もうひとつありました。

先ほど、前田委員がおっしゃっていた、今後町民負担の部分、この軽減の部分、この管理職手当の部分で何とかならないかと、こういうことも一部議論されております。ですから最終的な部分の中で、まとめの中で、この部分が必ず出てくるかなというふうに考えております。はい、9番、齊藤征信委員。

**委員（齊藤征信君）** この管理職手当、このようにまとめられているのですが、一般職の給与の見直しと、管理職手当の見直しと同列に、提案どおり認めるというふうになったというふうには、私は解釈していなかったのですが、管理職手当については同率に考えるべきではなくて、いろいろなもっと考え方があっていいのではないかと、これをずっと言ってきたつもりでいたのですが、もし、

大半としてこの原案に賛成するという方向でまとめたのだとすれば、少数意見として、どのように押さえていたのか、そのあたりを伺いたいと思います。

**委員長（及川 保君）** はい、上坊寺事務局長。

**事務局長（上坊寺博之君）** 14日の議論では、最初示したのは類似の意見を整理して示しました。賛成の意見と反対の意見である部分を示させてもらって、それで議論して行って、メモに書いてありますが、前回来られなかった人、出席されていなかった人もいますが、今いる人の中の意見として一致させたはずなのです。委員長、そのように確認してしまっていて、そのときに、確かに斎藤委員は別の意見を言っていました、それを強調されなかった、それはそちらに行ったという解釈の中で進めてきていたのです。

ですから、最後に確認したのは、意見が分かれているのは超過税率の部分と、まだ未確定の部分は水道だけですよというのは、最後に確認させてもらっているはず。その前提で、まだ町民の部分というのは不確かな部分がございますので、その部分がどうなっていくかによっては全体に戻ってかわる可能性もあるという。

ですから、基本的に委員長が確認したときには、ここに残っている意見で整理されたという受け止め方でいます。

**委員長（及川 保君）** 斎藤委員どうですか。また、振り出しに戻る状況になっているのですが、前回そうではなかったとおっしゃっているのですが、9番、齊藤征信委員。

**委員（齊藤征信君）** 今、局長の話の中で、最後まで強く主張をしなかったから、大体大筋でこのようにまとめたと言われてしまえば、そういうことなのかとしか言いようがないのですが。

私もこのまとめ方には疑義は感じているのですが、もう少し考えます。

**委員長（及川 保君）** はい、2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** これ、内容的なことは言いませんけれども、この管理職手当は、もし条例があがってきたときには給与条例と一緒にしてくるのです。そのときに意見が違えば、それぞれの法案あります。そういう部分に及んできますから、これはやはり整理しておかなければだめだということでも私も自分の意見を言っているのです。

議決するときに意思表示しなければだめですよね、委員長も斎藤委員も言っているように、全体的な町民の削減によって、トータル的な合意に達した場合がいいかもしれないけれど、達せない場合はそれぞれの立場で採決に加わっていくわけですから、今斎藤委員が話された部分は大事で、ある程度自分の少数意見はきちんとしておかないと、議案ができたときに、提案されたときに、議員の意思を示したときに、それはきちんとしておいたほうが、議案が独立していれば別ですが。

**委員長（及川 保君）** そういう意見だったのですが、最後私が確認したときには、やはりこの管理職手当を町民負担の軽減の部分とあわせて進めるというのはいかがなものかと、こういう意見も出されているのです。

管理職手当を標的にして、ここの部分を。意見としては先ほど申し上げたようにあるのです。この部分を先延ばしの部分と、町民還元の部分、金額的に言えば300万円くらいの影響なのです。そこを町民還元のほうに回すべきだと。こういう意見も実は前回ありまして、いろいろ議論した中で、

私が最終的に確認した中では、ここで町民負担軽減の部分とあわせて考えるというのはいかなものかと、こういう意見がありまして、今ここに示されているようなまとめの中で確認をしたという状況だったのです。はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 大淵です。要するに、町民還元の部分はまだ決まっていないのです。その対応策というのは議論されていないのです。ですから、その中で当然、財政改革プログラムが示されていて、金額も出ているわけです。そうすると、相対するものがなければ提案だってできないわけです。

ですから、私はそういう中で議論する中身だと思っていますから、これは形としてこのようになっているし、斎藤委員の意見もありましたけれども、結果としてはその部分でどうなるかということによって変わる可能性はたくさんあるということなのです。そういう視点で受けとめれば、何も問題ないのではないかと私は思います。

**委員長（及川 保君）** 私、ここに入ったところで申し上げましたが、前田委員がおっしゃった中で申し上げましたが、この中での、最後にやる町民負担軽減の部分の条件の中では、私これ言っていますよ。全体の中ではこういう形になりましたと言っているだけです。9番、齊藤征信委員。

**委員（齊藤征信君）** 今の話で分かったのですが、この議論をしたときに管理職手当の部分についての町民還元との関連という形で、いろいろ出ているはずですが、私だけではなかったと思うのです。

ですから、その部分は、今言われたように、あとに残ってそれをまたもう1回論議をすることによって、この文章がかわるのだというふうに押さえていいのかなのか。ここにこのように出てしまったものですから、ここはここで固めていくのかなと解釈したものですから、少し変だと思ったのです。これならば、考える余地がなくなってしまうので、そこは柔軟に考えてもいいということですね。

**委員長（及川 保君）** きょうの会議を進めていく上で、前回の大勢の意見を示しておかないと、こうだったということを示しておかないと、いずれにしても最後には町民負担軽減の部分は必ずやるという確認を前回していますので、これまた全体をこのような形になりましたけれども、今再三繰り返しますけれども、その条件の中には入っているわけです。こうするべきだという意見も現実にはあったのです。

ただ、ここで管理職手当をいじくるといかなものかと、町民負担軽減の部分で、そういう意見もなかにはあるわけですから、そういう中では、全体としてはこの部分では疑義を感じるという委員はおられるかもしれませんが、とりあえずこの形で意見をまとめさせてもらったということをご理解いただきたいと思います。12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** 私も14日に来なかったから、やはり私は大切なのは、ここに賛成する。賛成すると書いてあります。これでいいのかなと先ほどから思っていたのですが、本来、やはり、この財政プログラム、議会は議会なりにやるのはいいのですが、本来は行政が町民にきちんと説明をして、その説明の中で町民の中からいろいろな意見が出ます。それを議会が、町民の意見を頭に入

れながら、町民の意見を聞きながら、そして議会がまとめるべきものが本当なのです。

それを、先に議会がまとめて、「賛成だよ」「賛成だよ」と文書で書いてしまうと、「議会というのは町民の意見を聞かないで、みんな賛成か」という意見だって出てくると思うのです。私は、賛成の意見もありましたと書くのならいいのだけれども、「賛成しました」と言ったら、議会としてはもう決まったことですね。大勢の意見で賛成なのだから、全員賛成と同じだね。そうなれば、議会は町民の代表でありながら、このような文書をつくってしまえば、町民の意見が一つの入らなく賛成したことになってしまうようにならないのかと。この文書だっていずれ町民に流れるわけだから、だからそういうまとめ方、どうもじっくりこないのです。

**委員長(及川 保君)** 松田委員、私のほうからお聞きしますけれども、私としては、まとめの段階では少数意見として、このような意見もあったという形に報告したいと思っているのです。ただ、一人一人の委員の皆さんの意見を全部書く形になりますか。

**委員(松田謙吾君)** そのようなことにはなりません。

**委員長(及川 保君)** でなければ、この特別委員会の意味合い何もないわけです。

だから、再三申し上げますけれども、少数意見としてはこういう意見もあったのだという形は、やはり入れていくというのは当然のことだと私は思っておりますので、一人一人の意見をというのは、これ不可能ですよ。議会としての意味がないですよ。12番、松田謙吾委員。

**委員(松田謙吾君)** 私は、こういうものを全部まとめてしまうと、「賛成です」とすっかりまとめてしまうと、行政側、今町民に説明するわけです。その説明の場に議員だって、一緒に行って聞くために行く人もいるだろうし。そうなってくると、何か先とあとが違うような気がして、ここでまとめてしまうと。その辺がどうなのかと思っているのです。

**委員長(及川 保君)** この件に関しても、何か意見があれば、松田委員は逆だと。町民にまだ説明もしていないのに。12番、松田謙吾委員。

**委員(松田謙吾君)** 本会議のときに、けんけんごうごうといろいろな意見が出たとすれば、これで賛成ですとまとめたものが、何の意味になるのかなということにもなってくるのです。その辺が何かじっくりいかないのです。

**委員長(及川 保君)** 10番、大淵紀夫委員。

**委員(大淵紀夫君)** 大淵です。今のご意見は、僕は最な部分もあると思うのです。これは14日の日に、10時から16時30分までかけて議論した中身なのです。書き方として、例えば、財政改革プログラムの方針どおりに大方のものがそういう方向だよというような書き方と、賛成とは確かに違うかもしれないね。ですから、それがどちらが正しいかというのは、委員長の取り方にもよるのだけれども、少なくとも、今言われたように、例えば、管理職手当の部分については、全員がいろいろな意見を議論する中で「この方針どおりでいいですよ。」と、ただし、それは町民との還元の中で見直されるよということは、今言われているとおりなのです。だから、「賛成」と書いているものでもわかるのです。わかる中身なのです。今の議論というのは。当然14日、参加されていない方は、その議論に参加されていないからわからないというのは当たり前なのです。

だから、そういう中で、私は、あれは全体の意見として、そういう方向ですよと。こういうこと

の押さえでいいのではないかと考えています。

だって、「賛成する」と書いたけれども、かわる可能性あるのだから。それは先ほどから言ったとおりなのです、表現の仕方として、それが適切であったかどうかということについて言えば、そういう指摘があっても仕方がないのかなと、私は、そこは思います。

ただ、大方の意見はそうだったことは事実でございます。そのことに参加していない方はわからないわけですから、そういうふうなご意見を申されても、ある意味そういうことも感じられるのかなというのは、理解できるのです。

**委員長（及川 保君）** 私も、そういう意味において、きょう繰り返してこれを最初から進めているのです。欠席された委員さんがおられたものだから、繰り返してまた進めているわけなので、ぜひご理解をいただきたいと。

もう一つは、大淵小委員がおっしゃったように、全く、「賛成する」というふうに表示はしていますが、大方の意見としてこのような状況だったという中で、今疑義があると。出席している委員からもそのような意見があるわけですから、それは委員長とし先ほども繰り返していますね。この部分で変わる可能性があるのですと、こういうことで理解をしていただければありがたいというふうに思います。

確認しておきます。最終的に、町民負担の部分をやりますので、その時点で、今賛成するという形になっていますが、変わる可能性がありますよということで、ぜひご理解をしていただきたいと思います。よろしいですね。9番、齊藤征信委員。何か。

**委員（齊藤征信君）** そのように確認されるのなら、それでいいと思います。ただ、ここに出てきたものが、この前も最終確認として、コンクリートされた形で出てきたのかと、私はとらえていたのです。実際には、町民還元の部分に、まだ何も深くは触れていないわけですから、これとの絡みで言えば、この「賛成する」というまとめ方というのは、これ表現上、ただ「済みませんでした」では済まないくらい、固いのです。

これ賛成する人が多いけれども、ここの部分については、「町民還元との絡みでさらに考える」と、こういうふうな途中経過としてのまとめなら、私はわかったのですが、こうやって書いてしまうと、ここの部分は終わってしまったのかという解釈になっても仕方がないでしょう。

**委員長（及川 保君）** ただ、前回私は、繰り返して申し上げています。欠席委員がおられるのはしょうがないと。期間がないわけだからまとめていくべきだという話もあったのですが、委員長判断で、一つ一つの中で何度も私言っています。全体の中できょう決定したいと。きょうの会議で決定したいのだと。ここで決定した事項ではないと、前回私は再三言っています。そこを皆さん忘れておられるのか。はい、15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 前回の会議で、日曜日やったにもかかわらず、それぞれ事情があって出てこられなかったから、それでも議論しました。やはり私たちは、欠席した委員の意見もあるだろうと、そういったことに配慮しようということは、最初から決めてやっていましたよね。

ですけれども、その1日話合ったものの、大体の意向は諮ると。ただ、これは決定したものではないということはその日に言って、今始まる前にも委員長もそのことを言っていますね。局長も言



いましたね。それを聞いているのですから、そのときに出ているのですから、議事進行していただく。

**委員長（及川 保君）** そのとおりであって、なかなか理解されない部分があるのですが、ぜひこのことをご理解して、前に進みたいと思います。

それでは、論点3についてはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

**委員長（及川 保君）** それでは、論点4です。

下水道料金の見直し、これについては継続効果額の修正であります。期間を見直しをしないで2年間現状でいくという、まち側の案を示したわけでありまして。これについては、意見としてはありました。繰り返しますけれども、これを逆に28年まで行けないのかとか、逆に25年の見直しの時期で判断すればいいのではないのかとか、いろいろあったわけですが、これも大勢としては皆さん了解しているということで前に進みたいと思います。

論点5、超過税率の実施（継続・効果額の見直し）であります。

これについては、やはり意見としてはわかれていまして、(1)にありますように、高齢化や将来にわたっての社会保障など、財源確保も大変厳しくなっていくだろうと。将来的なことを考えると、町民サービスの低下にならないように、超過税率は続けていくべきだという考えが1つあります。

2つ目にありますように、経済対策の面で、これも至極もったもなことでありまして、この固定資産税の軽減をすることによって、町内の企業の、産業経済が少しでも向上させられるような対策も、やはりするべきだという考え方が一方でありました。

ここもなかなか、全体合意にいたらなかった部分がありました。これを再度大筋においてまとめてまいりたいと思いますので、ご意見があればお願いしたいと思います。

1.7の現状をサービス低下にならないように持っていくということで考え方。

ぜひこの部分を軽減すべきだという意見の方。

12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** これについては、14日、私、申し上げておりますし、ただ、この財政改革プログラムの今回の改定版の財政収支見通しというところには、今後交付税が穏やかに減少してくる。こうも書いてあります。

それから、歳出面では、高齢化が高くなっていくから、扶助費がふえていくだろうと。こうも言われています。それから、既存のさまざまな施設の老朽化しているものに対して、計画的に補修して長寿化させるのだとこのようにも述べています。その反面、公債費について25年後、穏やかにですが減ってくる。今17億円くらいなのですが、確実に減ってくる。それから、これらの対策を踏まえ、確実に実行さえしていけば、毎年2億円の余剰金が出てくるのだと。このプログラム改定版にはこう書いてあるのです。

ですから、私はこういうことからいくと、ただ、これだけ読むと2億円も余るから給与も見直すのだということに取られますね。余るから。私はそういうことからいくと、給与の見直しもあるのであれば町民の還元もすべきだと。4,200万円、1.65と決めたものを、どうしてもこの財政状況を

乗り切るためには、1.7 出なければ乗り切れないと、こう言って 1.7 にしゃにむにしたのです。その拳句、3 年たった今述べたようなことを財政改革プログラムの中で述べているのですから、毎年 2 億円の余剰金が出るのだと。

であるから、職員給与も見直す、管理職手当も見直すのだと。なおかつ、町民還元も多少するのだと。こう言っています。

ですから、私は、前回は述べたとおり、1.65 の 0.05 上げた分は、やはり見直すべきだと強く言ったつもりなのです。

**委員長（及川 保君）** はい、5 番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** 私は、この超過税率と水道料金というのはどうしても比較論になってしまうのです。というのは、町民還元の部分に関しては、水道料金の見直ししかないわけですが還元の方法としては、町側が出されたものです。どちらかがいいかという、どうしても比較論になってしまうのですが、前回と同じことを申し述べることになりますけれども、平成 19 年の財政改革プログラムのときに、水道料金に関しては手をつけていないのです。

そこで水道料金を上げたということであれば、それを下げますということであれば、理解はできるのだけれども、水道料金には一切手をつけていないというのが 1 点。

もう一つは、一般質問で副町長が超過税率見直しに言及された、これは非常に重いですし、町民も当然期待をしている。これがもう 1 点ですね。

それと、先般の議論の中で水道料金は町民全体の還元になるのだと。超過税率は町外の方の還元にもなるから、町民全体の還元のほうがいいのだと、こういう議論もありましたが、これは町外の方でも白老に土地だとか建物を持っている人は、受益者負担の原則で、同じように値上がりした税率で税金を払っているわけです。町外の人であろうと払っているわけですから、そこで区別することではなくて、これはあくまで平等だと。私はそのように思います。

それと、企業に還元することによって、雇用や設備投資、これにも大きく影響して経済効果も私は高いと思う。それと、比較論で申し上げますけれども、水道料金の月 200 円の削減では、町民還元の受けとめ方は非常に薄いと思う。通常の節約でいくらかでも飲み込める金額ですから、わずか 200 円などというのは。ですから、町民還元ということを考えたら、当然私は超過税率をすべきであって、3,100 万円と 4,200 万円のその 1,100 万円の差が、どうしても出せないということであれば、3,100 万の部分を超超過税率でやったほうがいいのかという意見です。以上です。

**委員長（及川 保君）** 山本委員は、一貫して超過税率の部分の軽減すべきだという意見であります。ここが、何とかきょう町民負担の軽減を図る中で、ここまでやってきた中での一つの条件といたしますか、ここに入ってくかと思えます。ここはそういうとらえ方で。

暫時休憩を致します。

休 憩（午前 11 時 02 分）

---

再 開（午前 11 時 16 分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、論点6に進みます。第三セクター等改革推進債の活用であります。

ここにおいても先般の委員会、それ以前の委員会の中でも議論がありました。将来的なまた負債の部分が出てくるということもあって、いかがなものかと。そのまま進めるべきではないのかという意見もある中で、今ここに示されている、大いに活用して赤字解消を図ってまちづくりを今後進めるべきだという意見に大別されるかなというふうに思います。

先般の、14日の議論の中では、大勢としてこの措置は止むなしという考え方だったかなと思います。いかがでしょうか。そのほか、今私が申し上げた同じ意見でもよろしいです。

特に意見を求めたいという方があればどうぞ。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

**委員長（及川 保君）** それでは、前に進みます。論点7、水道料金の算定法の見直し、これも2点ほどの意見に大別されるかなと思います。

1つ目は水道料金の2段方式、高齢世帯、単身世帯が増加している実態から、これは賛成するという意見が多かったわけですが、もう一つには実施方法です。職員の給与見直しとあわせて来年度、23年度からやるのではなくて、前倒して12月からやったらどうだと。こういった強い意見もございました。これによって試算すると1,000万円くらい上積みされる可能性はあるのですが、ぜひこの部分やったらどうかという意見もございました。

そこで、この2つの書き込みになっているわけですけれどもいかがでしょうか。2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** 私は、財政改革プログラムで今議論して提案されていますが、町民に対する還元、この部分については先ほど山本委員も質問していましたが、水道料と超過税率の部分くるのかなと。私は水道料でこれより以上に町民に還元すべきだと思っています。

ということは、若干長くなりますが、皆さんご存じだと思いますが、この新たな財政改革プログラムをみると、先ほども議論しておりますけれども、職員の採用増、これから6年間で約1億9,200万円、給与の見直しが6億4,600万円、管理職手当が1,800万円で、人件費増だけで8億5,600万円なのです。それに第三セクター債の21億7,475万を入ると、今回、見直しといいながら、見直す額がこの大きな2点だけで30億3,100万円あるのです。本来は見直しですから、こういう増は出てこないはずなのです。これが逆に減って、減った分を町民にどういう政策で、白老町のまちづくり展望をするということが、僕は財政改革の目安だと思うのだけれども、今回は30億円出たのです。ですけれども、一方では町民の負担の軽減が、水道料金の5年間でやると1億5,500万円しかないです。これ年間でいけば約3,200万円です。書いてあるとおりです。

私は、これを調べたら、よく議会でも議論が出るのですけれども、今苫小牧とかいろいろなところに白老町から住民が流れていますけれども、苫小牧の水道料を比較すると、口径13、ゼロから8立方メートルでいくと、500円も高いのです。それで今少し安くなりますけれども、それでも350円くらい高いのです。私は、そうすると、この水道料金を軽減の幅を大きくするべきだと思います。ということは、先ほども松田委員も話していましたが、超過税率の0.5が4,200万円なのです。今回、町のは3,100万円です。そうすると4,200万円にふやすと、立方メートル150円くらいアップ

すると大体 4,200 万円くらい還元になるのです。

ですから、私は、もう少し近郊に近い水道料に合わすのと、町民還元を今のこの案よりもう少しアップして軽減率を、町民に負担を軽くしてあげるべきだと。こう私は思いますので、ぜひここはもう少し見直しすべきだと思います。

それと提案がありますけれども、5と8ではなくて、やはり厳しい生活をしている人は1立米でも大きいのです。そうすると、5、6、7と細分化した部分の取り入れるべきではないかと、私はそういうふうに考えておりますし、ここで町民の軽減率をぜひ図ってほしい。そうすると先ほども議論されています職員の部分とか、給与とか、そういう部分についてはどうかなという部分も含めて考えられるのかなと。こう私は思いますので、具体的なことはもっと言えばいいかもしれませんが時間がありませんので、前回私休んでいますからあまり深く話さないけれど、トータル的にもそういう形で軽減率を高めるべきだということであります。

**委員長（及川 保君）** さらに軽減を図ると。1世帯当たり200円という還元をさらに軽減を図るべきだと考え方、わかりました。今ここに示されていませんけれども、松田委員のほうからは3段階、これは前回町側から、参考資料として出されておりますけれども、こういう意見などもあるのです。今前田委員の意見というのはその意見に近い部分があるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。この部分の負担軽減をさらに図るべきだという意見も今出されております。

いずれにして、この部分で、水道料金の部分で、逆に水道料金のほうは別としても超過税率の部分で軽減を図るべきだという意見も、実はあるわけでありまして、このあたりの調整はしなければいけませんけれども。はい、7番、玉井昭一委員。

**委員（玉井昭一君）** はい、7番、玉井です。前回話したことと同じようなことになるかと思いますが、町民に還元する、できるだけ町民負担を少なくする。当然のことだと私も思います。けれども、ただ、今回の財政危機になったときに、一番負担をしたのはどういうことかと言えば、職員の給与を減額が基本になったわけです。それが一番負担率多かったと、それをある程度戻すことと、その戻すことを町民に還元するということとは違うことだと私は思うのです。

違うというのは、最初に町の財政がこうようになったときに、一番負担をしたのは職員の給与削減。だからそのことが一番大きなことであって、それがあったからこそある程度乗り越えられたと。そのことを戻すことと、戻す前に町民の負担を還元すれということとは、これは違うと思うのです。

私が言いたいことは、町の職員が負担したことが七割くらいの負担であって、町民の負担はそのときは、いわば8対2くらいの負担しかないのではないかと私は思うのです。

8の負担をしたものを半分くらい戻すことを町民負担のほうに還元するというこの考え方は成り立たないのではないかと私は思うのです。以上です。

**委員長（及川 保君）** 14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** はい、14番、氏家です。私は、今回町民全体に還元できる水道料金の改定については賛成しますし、2段階方式がいいのか、4段階方式がいいのかという部分については、前回議論しましたので、それには触れませんが、こういった形の中で町民全般に還元できる

ということについては、私は歓迎しますし、この町民還元については、水道料金だけではないと思っているのです。ここで言及すべき話ではないかと、私はそう考えるので、ここですべてを解決しようなどという考えはすべきではと思うのです。

仮に、使用料の話があります。使用料が10年間で2億5,700万円くらい、こういった形にしたことによって利用者が減って、効果額が見えないというのであれば、それを元に戻して各施設などを使用しやすくすると。そうすれば何の負担もかからないで町民還元になるのではないかと思うのです。言っていることわかりますよね。

**委員長(及川 保君)** わかります。

**委員(氏家裕治君)** そういった形の中での町民還元、そして水道料。そうすると4,000何百万円という話ではなくて、もっと大きな形の町民還元になって、財政改革プログラムの見直しもできていくのではないかと私は考えます。

**委員長(及川 保君)** そういった案を具体的に出していただければ、非常にありがたいのです。話のもっていき方が全然違うのです。今前田委員のほうからも、水道料金のほうをさらに軽減すべきだという考えもありました。

玉井委員のほうは、それに対する考え方がありますから、町側とほぼ一致した考え方でありますから、十分皆さん認識していると思いますので、今氏家委員のほうから、前回の町側が推進した公共施設、さらに手数料・使用料の値上げも大変町民の高齢化している中での施設の使用料、これ大変負担になって、逆に何のために公共施設があるのかと、だんだん利用されない、利用を避ける状況がみられると。それはやはり、逆にそちらのほうの軽減を図ればいいのではないかという意見がございました。はい、2番、前田博之委員。

**委員(前田博之君)** 今、氏家委員の話は、私も、十分理解します。ただ、ここで今議論しているのは、財政改革プログラムの中でどうあるべきかという目線でやっているのです。そして、氏家委員の発言は、私も十分理解しますし、どこかの機会で言いたいと思っておりますが、ただ、私も、今の財政改革プログラム全体の中で、この中に町長の思いとしての政策は反映できないのかと。1つの例とすれば、前回落とされた乳幼児医療費の一部負担などはどうですかと言ったら、町長はそれが必要であれば、議員が提案したり、何か別な話でやればいいのではないかと。あとあと考えています。とこういう話だったのです。それは別の考えで、この中でそうであれば、氏家委員の今言われたことも議会としてあげるとか、そういうことでないと、この財政改革プログラムの議論をしていると。

だから、私は、そうなるときには理解します。私はこの中で、今言ったように議論されてきていますが、職員の給与をある程度戻しますよと。そうすると町民のほうにはどうですかと。

先ほど言った大きな額は、あえてそれを踏まえて言っているのですけれども、そうすればもう少し町民に軽減の幅をもっと大きくしたほうがいいのではないかと、そういうような形でこの中に、きちんとプログラムとして入れるべきではないかということで、僕は数字をあげて議論しているということです。氏家委員の言うことはわかるのですが、今プログラムの中でどうするかということの議論だということを考えてほしいと思います。

**委員長（及川 保君）** 事例をあげて、乳幼児の件も、これは前田委員が再三にわたってやっていることであります。このプログラム案の中では、使用料・手数料出ております。乳幼児医療とかそういう部分については、新たに踏み込むようなことでありますから、今例をあげて氏家委員が意見として出したわけでありまして。はい、5番、山本浩平委員。

**委員（及川 保君）** ここでも、申し上げておきたいと思えます。町民が還元として実感が持てる超過税率の見直しをするべきであって、平成19年に何ら手をつけていない水道料金の値下げはすることではなくて、あくまでも超過税率でやるのが筋ではないかと私は思っております。以上です。細かい説明は先ほど、5番目のときに申し上げたので省略させていただきたいと思っておりました。

**委員長（及川 保君）** 14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 私も、ここだけは言わせていただきたいと思えます。あとはもう言いません。我々が議会活動・議員活動の中で、議員報告会等々の中から見えてくる町民からの声というのは、水道料金が高いたとか、どうしてこんなに施設を使うのに高くなったのかだとか、我々の議会活動の中から見えてくる問題。先ほど松田委員も前田委員も、いろいろな意見を言っていました。あくまで町民の意見をどう反映させるかということが、私は大きな問題だと思えます。

確かに、超過税率も町民負担となっていますけれども、私を感じる町民からの意見というのは、水道料金が高い。ほかのまちよりも高い。そして使用料の問題。そういったものが私の議員活動の中で見えてくる一端ですので、また議会報告会の中でもそういった問題が取り上げられてきたということを考えれば、今回それに手をつけるということは、一番町民に身近な問題と私は考えます。

**委員長（及川 保君）** はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。話が、町民還元のほうに今入っております。それで、私は以前、何度も松田委員が言われていた、議会が本当に一枚岩になって、町に要求実現のために議会が果たすべき役割は何なんのかというお話をされています。

私は、今出た水道料金は前回も、14日曜日の議論の中でもかなり出ました。200円のを400円にできないのか、300円にできないのか、また、前倒しで12月からできないのかという話がたくさん出て議論されました。それは町民還元の中で何をするか決まっています。

今、氏家委員が言われた使用料の問題、僕はこれは何も具体的なものがあるのであれば、私は持って構わないと思えます。何もかまわないと思えます。そういうところを自由討議の中で、やはりまとめていく、どこかに集約していくことがないと、これこのままいったら、3本立てにしてもいいのです。こういう意見もあった、こういう意見もあった、こういう意見もあったと並列併記はできます。できますけれども、私はそれでは多分町側は今のままで議案出してくるということになると思うのです。

ですから、そのところをやはりもう少し歩み寄れる部分が本当はないのかというあたりを、やはり議論をしていかななくてはいけないのではないかと。そのとき必要なのは今、大まかでは職員の給与等々については戻すということの意見になっていますから、このところ町民還元のところで議論集中させていくことによって、必要なのかどうかはわかりませんが、財政調整基金は積むのが必要だと書かれていますから、その部分に手を入れるのか。それとも職員の給与や管理職手

当のところに行くのか、そういうところを含めて議論をしていかななくてはいけないのではないかと  
いうふうに私は思います。

ですから、今までのことはもう結構です。ただ、例えば先ほど前田委員から出た第三セクター債  
の話ございました。20億円。これは僕、新たに加わるものではないと思っています。それは起債の  
部分がふえるだけであって、赤字は今まで同じだけあったわけです。そのところをどうするかと  
いう問題ですから、これは新たな形で加わったというそういう認識は私はしておりません。

そういうことが、きちんと話をして議会として一致できる部分をしていったほうがいいと思うの  
です。違ったら違ってもかまいませんけれども、私はやはり、第三セクター債というのは、ある意  
味白老町の財政にとっては金利が交付税で半分みられるということ言えば、新たな形で負担を強  
いられたものではないのです。赤字だったのか、それともそれが起債に振りかわるかということ  
ですから、人員の問題もそうですから、これは今年までは実際にトータルでふえているか減ってい  
るか議論しなければだめなのです。何人採用したかではないのです。トータルで何人増えたのか、ト  
ータルで減っているのです。計画より減っているのですからね。このところ間違っ取ってしま  
ったら違ってしまうのです。だから、ここはやはり、これからの議論は、ここで自由討議をしなが  
ら、一致していく部分ですから、そういうところもきちんとお話ししながら、私はやっていくべき  
だと思います。

**委員長（及川 保君）** 今まで、いろいろな意見が出されまして、ここまで、論点7までまいり  
ました。そこで、いま大淵委員のほうからもありましたが、私もそういう考えで、何とかまとめら  
れる部分があったら、特別委員会が、全委員が一致して、こうすべきだと、こういうものをぜひ出  
していききたいと。これは、先般の特別委員会の中でも冒頭申し上げております。条件をきちんとつ  
けて、当初のプログラム作成のときも非常に苦い経験をしておりまして、煮詰められなかった。本  
当に煮詰められなかった。単にこうしなさいという部分で提示したことで、大変苦い思いをしてお  
りますので、何とか一枚岩となって町にしっかりと提案できるものを。

ここまで皆さんの意見十分承りましたので、今後はその部分に踏み込んでまとめていけるように、  
各委員の皆さんもそういう思いで、意見等々述べていただければ非常にありがたいと思います。そ  
こには、示されている案の中で、こうすべきだというものを是非つくり上げていききたいというふう  
に思いますので。

もう1点は、その過程で、お断りしておきますが、前回もそういう形をとったのですけれども、  
小委員会が、皆さんの意を受けて同様の行動を、ここで全体会議の中で進めるというのも難しい部  
分が多分あると思うのです。ということからすると、ぜひ小委員会にここでまとまった意見をゆだ  
ねると。前回もいろいろあったのですが、その轍を踏まない形で、ぜひ進めていききたいと思いま  
すのでご協力をお願いしたいと思います。

それでは、昼食までまだ時間がありますので、ぜひ、この中で、今後は町民還元の部分を含めて  
皆さんのご意見伺っていききたいと思います。はい、15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 論点7の水道料金の算定のことはある程度意見集約になったのですか。合  
議制でいろいろ持つて行くということで、論点7は、前回までの意見のまとめとしては、水道料金

の2段階方式は大まかでいいという筋が出たのですが、今、前田委員のほうから、4段階にすべきではないかという話が出たのですが、私はそれに対しては反対なのです。

それに対して言っているのですね。2段階で5立米以上にした、今それぞれ節約して使っているのだから、6立米、7立米つくったほうがいいといたら、では2立米、3立米の人はどうするのですかということに対して、きちんと明確な答えが出せますかということなのです。基本料金決めないでやれば、使った使用料金だけ、かなうのであればそれが一番いいと私は思うので。だけど、ある程度基本料金を決めるということは、水道を維持していくための基本的な部分に使用料を積み上げて行って、それで水道を賄っていくことだと私は思っているのです。だからある程度基本料金は必要なだろうと。ただ、どうして6立米、7立米が必要で3立米、4立米が必要でないかという議論になってくると思うのです。ですから、そういった部分で変えていくことは、14日の委員会の中では2段階でいいということで、ある程度そういう議論もして結論出たことだと思うのです。

それともう1点、算定方法の見直しも含めて、早めて12月から実施すべきではないかという意見も載っているのですが、それに対してほかの委員さん方はどうなのか。これを集約して、先ほど言いましたように一枚岩になってやるべきではないかと。あとそれをできるかどうかの財政的なものは行政側が判断することだと思うのですが、議会としては水道料に対しては2段階でいいだろうと。ただし、このようにできないのかということを中心にきちんと意見として述べるべきだと思うのですが、それに対しては皆さんどうなのかと思うのです。

**委員長（及川 保君）** 今回の案の中で、議会の中で、この水道料金の部分は今回2段階に踏み込んだわけです。今まで8立米のところを、5立米に下げようとしているわけですから、またさらに3段階とかいろいろあるわけです。そこを十分町側も、そこに踏み込んでいることを考慮しながら、ぜひご意見を申し述べてほしいと思います。9番、齊藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** 水道料金についても、何度も申し上げましたのでそこは繰り返しませんけれども、私も2段階方式というのは、基本的にこれでいいのではないかと思います。

ただ、問題は、ここで一致したいことは12月から実施、さかのぼってやれないかという、これかなり大きな提案ではないかというふうに思います。これは職員給与を12月から跳ね返すということと、期を一にして、町民へわずかながら還元していくのも、同時にやれないかどうかというのは大きな筋だと思うのです。

ですから、これは4月からではなくて、前倒しすると4,000万円くらいになるのですか、1,100万円くらいのプラスになるのでしょうか。ということで、それはやるべきではないかと。ここはみんな一致できる場所ではないかと考えますので、これ一つの議会提案の大きな柱にすべきではないかというふうな気がします。

ただ、前の説明のとき、課長だったか、28年度以降については赤字が出る恐れがありますという説明をしたのです。これはどういうことなのかわからないのだけれども、だから28年で、それまでに見直しということがあるのだと思うのですが、そこから値上げをしますというような話ではなくて、これはずっと続けていく努力というのはしなければならぬだろうと思います。

そのことまで触れなくてもいいのですが、議員として12月、遡及させるということで論議をして



いただきたいと、このように思っています。

**委員長（及川 保君）** この条件の中で、町民還元の町側に示す条件の中で、今の斎藤委員の発言も十分考慮しながら進めていきたいというふうに思います。

ここでもう論点7にきていますから、今出されている意見を集約していったほうがいいかな、全体の中でやっていったほうがいいですか。はい、12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** 私は、水道料金、このプログラムからいけば12月前倒し論ですが、では職員給与の見直しだって、むしろ4月からやるべきが本当であって、なぜ12月なのかというのがずっと疑問に思っております。

それから、ここでいろいろ議論していることは、私は議員同士の議論といえども、議員に言っているのではないのです。このプログラムに対して、行政に対して言っているのです。

ですから、この言っていること、あなたのどうのこうという必要はないのです。これはプログラムに対して、行政に言っているのですから、ここに議員の意見として。ですから私は、それはそれとしても、何も水道が前倒しではなく、職員給与の見直し、あたり前の4月1日にしてはどうですか。私は最初からそのように思っているのですが。

**委員長（及川 保君）** 松田委員、これ、今新たに職員給与の部分4月からやってはどうかという。この云々というのは、今新たにでてきているのですが。12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** 私は最初から不思議に思っていたのです。12月にやるのが。町民の批判が大きいよ。これは、私は行政に言っているのだから、この行政改革プログラムに対して。

**委員長（及川 保君）** 7番、玉井昭一委員。

**委員（玉井昭一君）** 7番、玉井です。自由討議の意味をわかってもらわなければだめだと思います。

〔議場騒然、不規則発言あり〕

**委員長（及川 保君）** 松田委員、町側との、例えば特別委員会は、理事者側の出席のもとで議論しています。これは当然やらなければいけないことです。議員といえども中身をすべて詳細に把握しているわけではありませんから、それは個人の議員としてやっています。今それを終えています。松田委員は今町側に言っているのだと言っているのですが。12番、松田御謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** 違うのです。町側にいっていることばをこの委員会がまとめればいいわけですよ。

**委員長（及川 保君）** そうなると、松田委員から、大淵委員から、吉田委員から、全部の意見、委員会としてはそれぞれの意見を出さなければならないのです。そうなりますよね。言いつばなしで、この委員会は何のためにあるかということになると、ある程度のものをきちんと、町が示してきた案を、今この特別委員会が何とかまとめようと、まとめようというのは必ず一致しようというのではないのですよ。それぞれの委員の意見があるはずですから、それはそれとして、まとめるものはきちんとまとめようと、それが議会としての力だということになりますよね。そのための特別委員会ですから、言ったきりの、「俺は、町側に言っているのだ。」と。今やっているこの自由討議というのは趣旨がちょっと違うのです。そこはぜひ理解していただきたいと思います。12番、松田

謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** そのとおり理解していますし、自由討議の意味も知っています。だけれども、我々今お話ししているのは、このプログラムにそって、そしてこの委員会が、何項目か目標を決めましたね。それに向かって我々議員というのは、行政に向かって言うことばでものを言っているわけですよ。

**委員長（及川 保君）** 松田委員は、「俺はこう考えるのだ。」と、今言われたことがありましたね。4月にすべきだと。これを、皆さんに、「俺はこういう考えだけれどもどうだ。」というふうにもって行かないと、この委員会成立しないのです。この自由討議というのが、「俺はこうなのだ。」と言ったところで、委員長としてはまとめることができないのです。委員長として、「今のこの意見はどうだ。」と。「この意見に対して、皆さんの意見はどうだ。」というふうにもっていかないと。ただ皆さん、言いつばなし、言いつばなしの意見ではまとめようのないことになってしまいますので、ぜひそのことをご理解いただきたいというふうに思います。

当然これは、本会議の中で提案される部分もあるわけですから、そのときはきちんと、ここで決められたこととは別に、違った意見があるのであれば、それはまた議員としての対応があるはずですから、それは当然尊重されるべきでありまして、私がこの特別委員会で進めようとしているのは、再三言いますが、まとめるものがあれば、何とかこれをまとめて町側に示していきたい。このような思いでいるものですから、ぜひご理解をいただいておりますようお願いいたします。

はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。町に聞きたいことがあったり、疑義があれば、それは必要に応じて、22日にまた会議が開かれますから、それはそれで聞いていただくのは、そういう場を設けることも私は、何もいいと思うのです。

今、松田委員が言われたことなのですが、要するに松田委員がこの前から言われている、議会在本に1つになって、一致して要請なら要請するのが一番強いのですよと。そのことを今やっているというふうに理解していただくのが、僕は一番いいと思うのです。

そのことを今やっているのです。だから、3本も4本もあつたら、多分町はばらばらに全部出してきたら通ってしまうから、だから、できれば1つの町民還元なら町民還元の部分、1つのものにまとめられるようなことを、ここで議会として決めようということなんです。そういうことをみんなでやろうということだと思っております。

ただ、今は、山本委員が言っているように町民還元を超過税率ですべきだということと、水道料金でやるべきだと、手数料も含めてやるべきだという意見になっているわけなんです。

これを議会として、何とか1本にできないものかという議論をしているのだということだと思っております。

**委員長（及川 保君）** それは十分理解していただいていると思うのです。何とか、町民還元の部分で皆さんと合意が得られる状況にもっていききたいというふうに思います。

暫時休憩を致します。

休 憩（午前11時56分）

---

再 開（午後 1時00分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開したいと思います。

論点7まで意見が出されてまいりました。ここできちんと整理をして、皆さんの出された意見を集約しまして、町民サービスの軽減の部分でぜひまとめられるように、1つでも2つでもまとめてまいりたいと考えますので、その点踏まえて発言をしていただきたいというふうに思います。

かなりの部分で集約されてきたかなというふうにはとらえておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** 5番、山本でございます。私、この特別委員会始まってから、私自身の政治信条、あるいは私自身を取り巻く人たちといろいろと意見交換した中では、私の主張そのものは間違っていないというふうに、今でもそう確信はしております。

厳しい引上げを行った固定資産税と町民法人税を見直したほうが相当効果的であるということで、ずっと私も委員会の中で主張してまいりました。しかしながら、議会内での合意形成は、なかなか得られないと。私自身の主張も、私自身力不足だったなというふうに、今そのように思っております。皆さんを論破するということまでは結果的に至らなかったというふうに思っています。このままでは、町、行政に対して、議会としての、いわゆるプレッシャー団体としてはなりえないというふうに感じまして、町民に対しての還元率アップに少しでもつなげるために、この私の信条に基づいた主張は一たん懐におさめて、そして合意形成を、何か一つ勝ち取って、少しでも町民の還元率アップが得られるような方向で議論を深めていきたいというふうに思います。以上です。

**委員長（及川 保君）** ありがとうございます。山本委員のほうからただいまの発言がございました。小意を捨てて大道的な見地に立つというような、ただいまのご発言かなととらえました。そういうご発言を含めまして、皆さんからもぜひ意見を出していただきたいというふうに思います。

きょうまでのさまざまな意見が出されてきた中で、やはり町民負担の軽減をさらに進めるべきだという考えが、大半はそのような考えだと。全員と言っていいかもしれませんが、そういうふうに私はとらえています。

ですから、大きく大別すると、今山本委員のご発言がありましたし、そういうことからすると、水道料金をさらに、何点かありますその部分は、先般の委員会の中から出てきたのですが、使用料の部分軽減させるべきだと。利用率を上げるべきだということもございました。

もう一つは、これは意見としては煮詰まっではないのですが、いろいろな意見はあるのですが、管理職の手当の部分です。この部分を、一般職と一緒にしているのかという意見があって、額として大きな額ではないのですが、実施時期をずらすということと、4月という部分がありました。3点くらいに絞られているかなと考えるのですがいかがでしょうか。

ですから、皆さんのほうからこうしたらどうかという意見があればぜひ出していただきたいというふうに思います。

はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 今委員長言われたとおりだと私も考えますし、ただ、管理職手当の部分で

す。今回、財政改革プログラム見直しの中で出てきているのは、25%の削減を15%戻すということで、10%にするという話でした。

1年間据え置くという一つの考え方と、10%に戻すという考え方が、それは15%でもいいのではないかと、12.5%でもいいのではないかとという考え方もありましたね。そういったものも考慮に入れて考えられたほうが。きのうの意見整理できなかつたのですが、いずれにしても、今回のこういった町民負担の戻し分の関係でいうと、そういったものも考慮しながら考えられていくことも一つなのかなと。10%に戻すというのを、12.5%、15%という部分もそれはあくまで町民還元という部分ではなくて、お金という形の中で戻るのではなくて、政策的な部分で戻っていくことになるかもしれないし、僕はそれも一つの案として入れておいたほうがいいのかもしいかなと思います。

**委員長（及川 保君）** はい、8番、近藤守副委員長。

**副委員長（近藤 守君）** 職員の軽減が12月からと、水道の軽減が200円還元は4月ということですけども、先ほどから同僚委員から出ていますように、私も12月からぜひやってほしいと思うのです。その間の計算とか何とか非常に大変だと思うのですが、それは例えば、4月に一律1,000円払ってもらおうというようなことにすれば別に問題はないのかなと。要するに12、1、2、3月、その分を4月に一括払ってもらえば、別に問題はないと思うのです。ただ、計算上の問題で、役場のほうが大変であっても財源さえあれば十分できると思うので、ぜひそれをやってもらいたいと思います。町民に与える感情は、一緒だよと。今、お金はもらえないけれども4月にもらえる。そのようなことであればかなり違うと思います。

**委員長（及川 保君）** 今、そういう意見も出されましたね。実際は12月なのですけれども、手続き上いろいろあるだろうということであれば、年度の初めにそれを、4カ月分集約して実施するようにしてはどうかと、このような意見であります。はい、15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 12月から実施するということは、22年度のことにかかってきますね。23年の4月1日にすると来年度の予算になってくるので、その辺の財源的なものが大丈夫なのか、その辺がわからないのですが、22年度は22年度の中できちんとクリアしなければならないのであれば3月。繰越明許でやるのですか。そういう方法があるのですね。出す側がきちんとその辺までわかって、明確にしてやっていくということが大事だと思うのです。

**委員長（及川 保君）** ほかがございませんか。はい、2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** 水道料金の関係ですけれども、先ほど山本委員のほうから、非常に大人としての発言がありまして、私も見習わなければならないのかと思いましたが、論点1、2で方向性がある程度議論されていますが、私先ほど言ったのですが、今、200円値下げと言っていますが、苫小牧市とかでみると水道料金と下水道料金を合わせると、981円くらい高いのです。

ですから、今までの議論を聞いていても、近郊と比べてどうだと議論されている部分もありますし、私もいろいろ聞いていますが、やはり高いのではないかとこの話は正直町民の方から聞いています。

そうすると、今の200円値下げをすべてではないけれど、150円くらい上げて350円くらいにすると、これでやると大体8,400件ですから、単価、150円上がりますけれども、これでやると4,400

万円くらいになるのです。あと1,000万円ちょっとの負担をすると、ある程度固定資産税の0.5のおとした分くらいの額になるのです。

そういうもう少し、近郊の人口減対策も含めた中で、白老に少しでも住んでほしいというのであれば、公共料金を若干還元してあげる部分もあるのかなと思います。そういうことの議論の余地があるのかなのかということで、再度言ってみたのですが。

**委員長（及川 保君）** はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 14番、氏家です。僕、前田委員が言われていることわかるのです。近郊の水道料金との比較というのは、確かに前田委員が言われたとおり、そういう部分があると思うのです。

ただ、前田委員どうなのでしょう。税金って、白老町と苫小牧市、登別市だとか、全体の税金の、そういったものの比較の中で考えていくことかと僕は思うのです。確かに、前田委員が言われたように、200円の引き下げを350円負担すれば、確かに超過税率の分にはなっていくのかとは思いますが、全体のものごとの考え方でいくと、やはり、今の白老町の水道料金の体系というのは、それはそれとして認めながらも、ほかの部分でそういった見合い分を求めていくというのも、一つの方法ではないのかと私は考えるのです。それについての考え方だけ教えてください。

**委員長（及川 保君）** 2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** 苫小牧の固定資産税も1.7でやっていますし、苫小牧の水道の場合は一般家庭が若干低いということは、地域性もありますが、事業用、そういう事業団体に多く求めているのです。その分で多少一般家庭の分を少なくしているのかと思うのですが、私はなぜかという、この見直しも5年と言っているのです。ですから、5年間という形で町民に還元されると、非常にお年寄り厳しい状況にあるのです。

先ほど吉田委員が話されましたが、1立米、2立米どうなると。それは理解しているのですが、一つの基準はなければいけないから、僕はもしその部分を2段階方式でいくのであれば、やはり150円上げてはまだ苫小牧のほうが安いのです。そういう議論をできないのか、そうすると我々としても、すべてではなくてもいいけれど、お年寄りとか単身世帯の人がもう少し軽減されるのかと。そうすると職員の給与とか、中身は別にしても上げた分に対する理解も得られるのかなという部分でも、もう少し町も、その部分を還元されてもいいのではないかと。こういう意味で私は発言しているのですがどうかなということです。

**委員長（及川 保君）** はい、わかりました。この部分の、この広がりはどうですか、水道料金の部分です。考え方それぞれありました。一つは、前倒しはするのだけれども、実施時期を4月にしてはどうかと。これは町の料金体系の変更なわけですから、すぐどうのこうのという話にならないだろうという観点からの話です。そうれともう一つの・・・。

はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。一つは、近藤委員が言われた前倒しの件ですけれども、これは職員の皆さん方の給与を戻すということは、我々は積極的に賛成ですけれども、それが12月で、町民還元が4月ということにはなりませんよ。常識で考えても、僕はそうだと思います。

ですから、これはどういう手立てをとるか、例えば、今吉田委員も言われたように、年度またぐということがあれば3月に3カ月分戻してもらったっていいわけですから。要するにそれだけの分請求しなければいいわけですね、はっきり言えば。

だから、私は前倒しは、これはきちんと要求すべき中身のものと。それはやはり職員の皆さんの給与を戻すということは、逆に言えばどうしても町側は水道料金が4月1日でなければだめだということであれば、職員の皆さんや管理職手当も、松田委員が言うように4月1日にしていただく、そういうくらいの考え方を持つ必要があると私は思っています。

もう一つは、今の前田委員が言っていたことなのですが、私もその意見に賛成なのです。何を根拠に言うかということが問題何なのです。前田委員も言われたように、200円で3,300万円なのです。我々が言っている1.65、これも何も根拠がなくてなぜ1.65になるのかよくわからない。

前、議会が意思統一した金額が単なる1.65なだけなのです。ただ、山本委員が言われたように、副町長が少なくともそこで、そういう考えがあると答弁しているのです。そこが基準になっているのです4,200万円というのは。そうだとしたら、やはり、一定限の根拠になるとしたら、1.65にしないのであれば、山本委員が1.65と言っているわけですから、1.65にしないのであれば、少なくとも見合い分4,200万円分くらいの、それが3,100万ですから、だとしたら、詳しくいけば300円くらいではないかと思うのだけれども、それは50円はどうでもいいけれど、そこら辺を調整とって、少なくとも理論的に、筋を通して言えるというところだけをつくったほうがいいかなという気がしております。私はそういうふうに思っています。

**委員長（及川 保君）** いずれにしても、この水道料金の部分でほかございませんか。

前倒しの件と、前田委員が言われているもう少し軽減のかさ上げをしたほうがいいのではないかという意見。それについても、今、根拠はないとしても何とか、見合い分の中での、超過課税の分を示すべきだと。0.5の部分です。9番、齊藤征信委員。

**委員（齊藤征信君）** 考え方は今話されていることで、私は押すべきだというふうに思います。12月まで遡ってやるべきだと。料金のことなのですが、200円にするか300円にするかという、それが、できるだけ町側にやらせるのは、単純に4月からやると言ったのを12月からやれという言い方というのは、これのほうが受け入れやすいだろうなという気はするのです。

ただ、1,100万円の分、1年限りですから。そのあとの分どうするかという問題は、これは先ほどから出ている使用料のところにもっていけないかということで、今、話をする時期ではないのかもかもしれませんが、スポーツや何かの使用料金、施設の使用料金の中で、還元できる部分というのはあるのではないかというふうに思っていますので、そういうところで還元してもらえればというふうにも考えるのですが。

**委員長（及川 保君）** 全体の考え方として、それをおさえておきましょう。使用料手数料ね。

水道料金の提案の中で、皆さんほかに意見ございませんか。この部分であればいいだろうと、町になんとかその上積みを含めて、案の変更する部分を提示すると。議会の総意だという形で示すことについて同意を得られれば、そういう方向にしたいと思います。

3点くらい出たけれども、一つ一つやったほうがいいでしょうか。はい、15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 考え方、自分も整理したいと思っているのですけれども、先ほどから超過税率 1.65、1.7 の計算で 4,200 万円という話をしています。そうであれば水道料金の値下げをしたのは 3,200 万円だからまだ 1,000 万円あるだろうと。そういう話をしているのですけれども、私は、それで町民サービスがいいというのであれば、それでいいと思うのですが、もし今後、ほかに町民サービス、こういう面で、私は使用料・手数料の関係で違う意見があるのですけれども、そういったほうに振り返る財源として、財政調整基金、余った分の剰余金はそちらに積み立てていきたいという話もあるのですが、そちらのほうに手をつけようという考えになるのか。それとも、議会としての町民サービスの要望……。

**委員長（及川 保君）** 吉田委員、ちょっと失礼ですけれども、この水道料金の期間の前倒しと、私は疑問だと思うという発言だと思うのです。超過税率分に見合うのであれば手数料・使用料のほうに振り向けたいとそういうことですか。

**委員（吉田和子君）** そういう意味ではない。そういう 4,200 万円ということの基本におくのか、それとも先ほど言ったように管理職手当を削ってでも、まだそのほかに何かやってもらうのであれば、財源的なことある程度こちらは言っていかなければいけないでしょう。そういったものもどうひねり出せるかということも議論しなければならないわけです。

だから、4,200 万円で考えたときに、4,200 万円で絞っていくのか、それとも町の剰余金積み立てて財政調整基金にしているものが 2 億円くらいあるのかもしれないと話したのですが、そちらのほうから回せというのか、それとも先ほどから議論があるように管理職手当の％を変えたことの余ったものを町民サービスに回すのか。

そうでなければ、私、すごく迷っているのです。もちろん水道料金を 200 円より 350 円のほうがいいですよ。それで 4,200 万円という金額を使ってしまったときに、ほかの町民サービス、使用料・手数料の関係、これは今ゼロだからマイナスになるものではないのですけれども、財政改革プログラムでは上乘せする分で計算していますから、2,500 万円というのを。

そういったことが考えられないのかどうなのか。どういう考えで皆さん、今後、ではその水道料金だけでいいと考えられているのか。水道料金だけでいいというのであれば、下げることに賛成です。

ただ、そのほかのもの、サービスに財源をどのように元に言っていくのかと言ったとき、管理職のその部分まで手をつけていくという考えで、それをやってもらうという考えに議会がなるのかどうか、その辺どうなのかと思って聞いていたのですが。

基金を繰り崩すのか、それとも管理職の手当を 1 年なら 1 年延ばしてもらって、町民サービスのほうに回すというふうに言うのか。そうでなければ、4,200 万円の議論でいくと、水道料金で取ってしまったら、もうないですよ。0.65 の部分は。

それで、よしとするのかその辺迷いながら聞いていたのです。

**委員長（及川 保君）** はい、10 番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10 番、大淵です。今の議論は、4,200 万円という、何も根拠のない話なのですね。町が言っているのは 3,100 万円なのです。今、吉田委員が言われたのは、その 4,200 万円

分の残った分を取っておいてほかのものに使うのか。それともそれ全部使うのかというふうに僕は聞こえたのです。

ただ、それは、町長が答弁されましたように、今後財政改革プログラムの進行状況を見ながら、上乘せ横出しは基本的にはやらないけれども、固定資産税の税率の問題や、例えば老人のだとか、80万円の関係だとか、これからの見直しの中で考えると答弁しているのです。そうなれば、今の論点で僕は何が言いたいかと言えば、4,200万円使うという意味は、それは4,200万円分で、吉田委員が下げたほうがいいというのなら、それはそういうことであれば、水道料金だけ下げてもいいということにはならないかというのが僕の意見です。わかります。

取っておく必要はないわけです。町側は答弁しているのだから。そういう中で毎年度の予算編成の中で80万円なら80万円の母子何とかを切った分については考えますと言っている。やるとは言っていない。その分をみるという意味なのか、それとも新たに手数料なら手数料というものを提起してやるのか。そここのところがはっきりさえすれば水道料金1本でいって構わないのではないのではないかと僕は思います。そういう意味です。

**委員長（及川 保君）** はい、2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** 今、財源の話が出ましたけれども、全体のプログラムの中で収支図っていますけれども、先ほど私が言った、今回新たに出る部分と言いましたが、それは前にも質問していますが、では、新たな財源は生み出してくると言ったら、なくて全体の中で調整するという話なのです。

そうすると、私ここで数字を出してきたのはなぜかということ、職員給与部分についても22年で退職手当3億円出しているのです。その分が次年度以降でないから、これらの財源が充当されているのです。もう一つは、第三セクター債については、私は金額で言っていますけれども、結果的に今まで繰り出ししている分が振りかわるのです。そうすると、この数字を見ても2億5,000万円くらいずつ出ているのです。だけど、第三セクター債を借ると2億1,000万円くらいで収まっているのです。そうすると、全体の中身はバランス取っていますが、ある程度その分の財源の出ている部分の調整をすると、今言った部分で1,000万円や2,000万円の額は出てくるはずなのです。僕はそういう根拠で言っていますから、ここで吉田委員が質問しているのもわかります。

だけど、今私たちが、議会としてこのような考え方だと示せば、当然ここに出てくる収支の見直しの部分がもう一度直されて、どうしても中で財源調整しても、この分だけ出せないということで町がくると思うのです。

私は、今言った金額でやると、ある程度財源賄えると思って、前提でお話ししていますから、だから、水道料金の350円がいいのか、300円は別にしても、水道は5年間の暫定で、この間は赤字になりませんから、収益がありますから。

だから当然、水道もこれだけ落としますとなっているし、前回だって病院会計に出した赤字、水道会計から3億円出しましたね。きちんと財源手当てされているのです公営企業ですから。そういう部分はいいいのかと思います。もしだめであれば、町側はそれなりの理由でできないと言ってくると思います。



**委員長（及川 保君）** はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。今のお話なのですが、確かにそういう余剰財源が出るのです。それは、プログラムの中では出ることになっています。私はそういう理解なのです。それが、どういうふうに言うかという問題なのです。要するに財政町政基金に積むと言っている余剰金2億円に入っているわけです。

ですから、プログラムの中ではがちがちになっていると僕は思います。だから町側は何と言ってくると言ったら、「このプログラムどおりにやったら議会側が言うような財源はありません。」とこうなるわけです。僕は思いますよ。そこは、そうなのではないのかなと私は思いますけれども。

**委員長（及川 保君）** はい、それでは、一つずつ詰めていきたいとします。まず、出されております12月実施、これについてはやるということについてどうですか。

決を取ることはしませんけれども、どうですか。前倒しをするということで、これはやる意味がないとか、反対という方がおれば。はい、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** 先ほど、大淵委員が12月にするか4月にするか、これ財源の確保もあると思いますので、いずれにしても同一にやったほうがいいと思います。町民還元の部分も職員関係の部分も同一です。

**委員長（及川 保君）** はい、わかりました。いかがでしょうか。よろしいということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**委員長（及川 保君）** まず一つ、12月職員に給与の見直しと水道料金も同時実施を町側に示すと。できなければ、職員の給与のほうも4月1日にすれという提案をしたいとします。これは全体の総意としてよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**委員長（及川 保君）** もう1点です。0.05%、これ超過課税の前回の1.65の部分ですね。この見合いの部分は今後この水道料に反映せよと。この4,200万円ですね。このあたり、町長も見合い分と言われているので、そうであればこの部分もぜひ議会として、議会の意思としてこの部分を示したいと私は思うのですが、いかがでしょうか。根拠と言われればその部分、この1.65の部分ですね。いかがですか。異論ありませんね。ぜひやろうと。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** やるのはわかるのだけれども、今、見合い分がという話が出ているでしょう。350円にするという話で進めるという話なのですか。そこだけはっきりして言わないと、みんな迷いますよ。今の、現状の、行政側から出てきたもので、12月前倒しでやるのか。

**委員長（及川 保君）** それは1つですよ。決まりました。14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** そして、町から示されている基本料金を上乘せすると。上乘せして、還元するかどうかという話を、今皆さんに問うているのかどうか。その辺がわからないのです。

**委員長（及川 保君）** 10番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 今、200円を350円と具体的にこうなるかどうかわかりませんが、

これは8立米の基本料金の方が200円というのが350円ということですね。そのほか5立米の人は450円変わらないということですね。違うのですか、下がっていくのですか。

全部150円下がっていくということ。2段階で。わかりました。

**委員長(及川 保君)** 全体だね。この見合いの部分ですね。こうすべきだという意見がありましたら、これはちょっとという。吉田委員、氏家委員、見合い分となると、あとから出てくる部分が反映されないのではないかと心配されているようなのですが。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員(氏家裕治君)** 僕、皆さんの考え方がこれで統一していくのであれば、それに何も言うことはないのだけれども、ただ、私は町から示されている基本料金の見直しの部分と、それを理解しながら、例えばその財源をまだまだ町民に還元する部分がたしかにあるかもしれない。そういったものというのは、まだまだこれから、例えば町が抱えている例えば病院の問題だとか、僕はまだまだ課題というのはあると思うのですよ。

そういったところに、今、早急にそこに手をつけなくても、僕は考えることというのがあるような気がするものだから、4,200万円というところにこだわらないほうがいいような気がして、思っているのです。

だから、先ほどから言っているように、使用料などというのは財源改革プログラムに載っていて、これは効果がなかったという話になれば戻せばいいだけの話なのだから、そういうことで町民に理解を求めるといっても僕は1つなのかと思うのです。議会として。

だから、4,200万円に固執したくないというのが僕の考え方です。ただ、議会全体として合意形成が求められるときに、僕たちだけが反対してできないのであれば、それは別な話だと思っています。ただ、考え方なのです。

**委員長(及川 保君)** はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員(大淵紀夫君)** 10番、大淵です。今、氏家委員の言われたこと、理解できないことではないのです。ただ、議会全体の意見は、今、氏家委員は最後にはそう言っていますから、何も違っているとっていないのです。議会全体として見たときに、町民還元が少なすぎるという意見なのです。そうすると、200円でいって3,100万円で行くのはかまいません。そうすると、使用料の部分の具体的な提起をしないと町民還元に移らないのです。私は、議会全体として今見ているのは、職員の皆さん方10%戻しますよ。管理職の皆さん15%戻しますよ。それは基本的にはいいですよ。その中で町民還元があまりにも少なすぎるのではないかという意見なのです。

ですから、そのところが町民にわかるようにしないと、議会の存在価値がなくなってしまうかと思うものだから、だから使用料でも結構なのです。この部分が本当に、使用料で戻してください。それは少し違うかなという気が僕はするのです。使用料のこの部分を戻せと。この部分は町民は困っているし、これを戻すことによってこのようになるということを、やはり理論的に言わないと、僕はだめではないのかというふうに思います。

**委員長(及川 保君)** 町側としても受け入れることが、なかなか簡単ではないなと、私も考えます。はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員(大淵紀夫君)** 今、氏家委員が言われたことは何も間違っていないしそれでいいのです。

町が判断してやってくれてもいいのです。ただ、では、スポーツ使用料だけ戻すとか、会館の使用料だけ戻すとかにはならないでしょう。全局でやらなければならないでしょう。絶対に。

だから、そこら辺を具体的に提起できないというのは、ちょっと弱いかと、僕ははっきり言って思います。

**委員長（及川 保君）** それともう一つ、氏家委員から出された町立病院のことについては、松田委員のほうからも出ているのです。今、この削減見直しをしないで、目の前にぶら下がっている町立病院のほうに充てるべきだろうという意見もありますから、氏家委員が言われた趣旨とは若干違いますけれども、そのとおりかなというふうに思います。9番、齊藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** 齋藤です。私、考え方として、先ほど氏家委員が言ったものの考え方というのはいいのではないかと思うのです。実際には、使用料の中でも、今意見がございましたけれども、利用者の減によって目標に達しませんでした。だから、今回のプログラムの中には入れませんとい言うふう書いてあるのです。明らかに前回の改定の中でうまくいかなかったということを行っているわけですよ。受益者負担のルール化をするということでは、それは正しかったと今でも思っています。それはそれでいいのではないかと思うのだけれども、一律、全部やってしまったものだから、今一番困っているのは、これスポーツ団体に限るのかどうなのかわからないけれども、サークルなどに加入している人たちの使用というのがものすごく困っているという状況が一つあるのです。

ですから、個人の値段を全部一律見直すのではなくて、サークル等を育てるという意味では、特にサークルに入っている人たちというのは、一定の年齢がきた人たちというのが多いと思うのですが、そういう人たちの場合に限って、特定料金を考えるというようなことはできるのではないかというふうに思っているのです。

全面的な見直しというよりは、部分的に見直してあげることが筋が通っているのではないかなというふうに思っているのです。あと、あまり細かい計算ができませんので、それしか言えませんけれども、そういう見直しの仕方というのを要求していいのではないかというふうに思っています。

**委員長（及川 保君）** 15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 使用料手数料の関係では、財政改革プログラムができたときに、21年度に見直ししたのです。20年度が1,200万円、21年度から22年度にかけて2,500万円ずつの効果額を見ているのです。ところが、今回のプログラムの当初比較でみると、これは28年までで2億5,700万円の増収を見ているわけです。ところが、この3年間の見直しの中ではゼロなのです。ゼロということは、手数料に関しては、ごみの処理の手数料が減ったということがあって、これが減っているのだと思うのです。ただ、一番多い気いのは、やはりボランティア団体、高齢者団体、いろいろな団体が各施設を使う、そのような使用料が、私は減っているのだというふうに思うのです。

ですから、効果が何も無いということですから、私はその部分は21年度に見直しをしていますから、また23年度に見直しをして、23年度からは増収を3,000万円予定しているのです。そういったことから考えると、この部分というのは全然あてにならないわけです。当てにならないという

ことは、私はもっと使っていただいて、ふやすことではなくて、そのまま今までのあったペースをきちんと守るということが、私は大事ではないかというふうに思いますので、ここの部分は数値として、どことどことどこ、みんなに見えないかもしれないけれど、利用する側にすごい効果として出ると思うのですが。

**委員長(及川 保君)** はい、充分その使用料・手数料の部分での議論はわかりました。わかるのですが、これは間違いなく後段でやりますから、ここで広げてやってしまうと水道料金のほうが決まらないで。15番、吉田和子委員。

**委員(吉田和子君)** そこでやらないというのであれば、私も水道料を上げることを考えてしまうのです。だから言っているのです。

**委員長(及川 保君)** ただ、私が、これを委員長として申し上げるのはまずいかと思いますが、この手数料・使用料というのは総務文教常任委員会の中できちんと検証して、議会の意思としていくらでもできますね。今、ここで、水道料金のところでこの議論がどんどんいってしまっていると、決まるものが決まらないで、どんどん広がっていってしまいますので、ある程度整理をして前に進みたいと思いますので、いかがでしょうか。10番、大淵紀夫委員。

**委員(大淵紀夫君)** 10番、大淵です。根本的な考え方として、議会が考えるのは、今やはり、本当に町民の生活が大変だから戻そうということなのです。私はやはり、確かに政策的に、吉田委員や斎藤委員が言っていることは理解できます。ただ、本当に町民が自ら恩恵を被るということでは、部分ではなくて全体が上がったり、下がったりするということなのです。全体。

部分の人がどうでもいいということではないです。私が言っているのは。

だけど、全体が、白老町民全体が恩恵を被るということは今考えるべきではないかというふうに思うのですが、間違っていたら反論してください。いくら反論してもかまいません。

ただ、僕はやはり、会館の使用料、スポーツの使用料というのは、やはり限定されているのです。水道料金というのは全町民にまんべんなく、森野の方で水道を使っていない方は何人かいらっしゃるけれども、まんべんなく本当に平等にいくというものは、今の段階では、そこを考えるべきではないかと私は思います。ですから、反論になったらどうぞしてくださいというのはそういう意味です。

やはり、今、財政改革プログラムの中で町民還元のことを考えるときには、たとえば使用料の部分でやったらどうなるかということ、政策的には理解できるけれども、その方は水道料金も下がるし、使っている人たちだけが恩恵を被るということになるのです。使っていない方のほうが圧倒的かな。使っていない方のほうがきっと多いと思います。そういう視点で考えたときに、根本的に言ったら、やはり全町民に恩恵の被るということをやすべきではないかというふうに、私は基本的には考えています。違ったらいくらでも言ってください。

**委員長(及川 保君)** はい、14番、氏家裕治委員。

**委員(氏家裕治君)** 多分、皆さんの意見というのはだんだん固まりつつあるし、ただ、最終的な詰めできちんと議論しておいたほうがいいと思うのです。だから、どんどん広がるだとかではなくて、まとめられていく中でいろいろな意見を交わしていったほうがいいと思うのです。

僕は、大淵委員が言われていることはそのとおりだと思います。でも、議会という場所は、政策

的な面で、例えば、今後の白老町がどうなっていくかということもしっかり、頭に入れながら、確かに町民還元するということは大事なことだと思うし、今この生活の大変なときに、できることであればそのようにしてやっていくことがいいことでしょう。間違いだと誰も思っていないと思うのです。

ただ、政策的な部分の観点で、僕たちも議論していかないと、例えば、町立病院の問題、給食センターの問題、いろいろな問題を抱えていく中で、果たして、それが今本当に妥当なのか、できるのかできないのかということをしっかり議論して結論を出していくということが大事なことだと思います。

だから、決して合意形成に加わらないとかという話ではないのです。

**委員長（及川 保君）** 15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** わかりました。というのは、水道料の値下げを150円プラスするということはいいです。政策的な提言で、今後使用料・手数料は何も金額が上がっていないわけですから、増収していないわけですから、それを議会としてきちんと意見として出してもらいます。いいです。

**委員長（及川 保君）** 当然出します。出しますし、これあとで議論しようと思っていちゃるところですから。はい、15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 委員長、いつもそのように言われるのですが、私たちにすれば、もちろん全体に行き渡るのも大事ですが、200円は下げるわけですから、あとの150円をプラスするのであれば、生きがいたとかその部分で、町民懇談の中で引きこもりになった人がいるとか、そのような話を聞いているわけです。そういう人たちを守ることもこれから高齢化率が上がっていく中で、近隣の会館を自由に使えるということがどれだけ私たちに助かることかということ言われているわけです。もちろん一部かもしれませんが、そのことで外に出なくなったり、病気になったりということが出てくるわけですから、そういった部分では私たちは政策として訴えていくべきだと思っていたものですから、水道料金を上げることでこちらがなしになってしまうのなら、私は賛成できないということで悩んでいたのです。

**委員長（及川 保君）** 5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** 私は、いわゆる平成19年からスタートした新財政改革プログラムの見直しの項目の中に、この使用料・手数料が入っているわけです。ところが、この前にもお話ししましたけれども、水道料金は入っていないのです。水道料金はやっていないのだから、見直したところに全然手をつけなくて、町民全部に還元できるから全部水道料金でやりましょうということに私はならないと思います。

私は吉田委員の言っていることのほうが妥当かなと思います。やはり、手をつけたところを少しでも還元しないと実感わかないですよ。これ。町民は逆に、そう思います。

**委員長（及川 保君）** やはり、そういう使用料の部分の声というのは大きいですね。これは無視できません。絶対、特別委員会の中でもきちんと整理して、町に示すこと、何らかの対策をしましょう。この後にぜひやりますので、まず水道の部分で意見を集約したいと思いますのでお願いいたします。

暫時休憩を致します。

休 憩（午後 1時55分）

---

再 開（午後 2時12分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開したいと思います。

この水道料金の中での議論であります。何とかこれをまとめていこうということで、1つには今までに決定した事項があります。実施時期を職員と同じ12月にせよと。ただし、実質の還元は4月。できるのであればその方向でいくと。

もし、だめであっても4月1日の実施という形にするということを町に提示するということが1つ決まっています。

それから、見合い分というのがどうしても皆さんのほうから出てきてしまうのですが、見合い分というふうにして町に示すというのは、それでいいのかというのがありますので、この上積み1戸当たり200円という上積みを、これどうですか皆さん、金額をきちんと設定したほうがいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**委員長（及川 保君）** それであれば150円の上積み、町が示している案では200円なのですが、それに150円の上積みをすれという考え方があります。この件に関してはどうでしょうか。上積みをするというところに、私はしたいと思いますがいかがでしょうか。10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。金額で言うと3,100万円ですね。そうしたら、3,100万円ということは150円の上積みにしたら大分多くなるのっではないですか。300円にしないと、300円で4,100万円。そこをきちんとしておいたほうがいいと思います。

**委員長（及川 保君）** はい、事務局長。

**事務局長（上坊寺博之君）** 1万1,000件くらいあるのです。年間で言うと、伝票枚数、ですから、100円で1,100万円、前田委員の計算でいくと1,600万円かそのくらいになるのではないですか。

**委員長（及川 保君）** 10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 簡単に、1年刊に3,100万円だから、200円で3,100万円だから、3,100万円の半分の金額を足したら300円になるでしょう。そうしたら1,505万円、だから4,500万円くらいになるのではないですか。違いますか。

**委員長（及川 保君）** はい、事務局長。

**事務局長（上坊寺博之君）** 11万6,000件あるのです。だから、100円で1,160万円。

**委員長（及川 保君）** 暫時休憩を致します。

休 憩（午後 2時16分）

---

再 開（午後 2時17分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開したいと思います。

いま、休憩中に確認しましたが、100円の上積みをして1,100万円の増ということになりますの

で、100円ということで提示するということがよろしいですか。5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** 使用料・手数料の絡みは、これは別枠でという考え方ですか、別枠で要求できるのですか。そこがよくわからないのです。わかるように説明していただければ。

さらにこれをやるのなら、財源どこから出るのですか。よくわからないのです。使用料・手数料やるべきだという意見、結構出ていましたよ。

**委員長（及川 保君）** 出ています。今やります。5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** やるのはいいのですが、水道料金のほうで100円なり、150円なり上積みしてしまったら、さらにということになるのですか。よくわからないので、どういうふうな方向でやるのですか。

**委員長（及川 保君）** はい、上坊寺事務局長。

**事務局長（上坊寺博之君）** 基本的に町がどのような対応できるかわかりませんが、今の1,100万円の上積みもここにはないのです。いくら1,100万円と言っても3,100万円しか提示していませんから。だから、これは町が対応取れるか取れないか。先ほど言ったような財政調整の積上げ分、初年度で4,600万円あるのです。5年でいくと2億円くらいあるようですけれども、その部分で見られるのか見られないのか。仮に使用料・手数料を議員さんが望んでいて、それより上乗せを言ったらできるのかできないのかというのは、町側にいかないと、ここの中でいくら言っていて、1,000万円を押さえていたって、できるかできないかわからないのです。だから、方法としては、皆さん町民の側にたって、ここまで考えたいというのはやはり1回町にぶつけるべきだと思います。

だから、今言ったように水道料も、使用料もあるのであれば、町と1回協議の場をつくるという必要はあるのではないかという気がします。その後、できるかできないかは、協議に行った人が持ち帰ってもらうという形になるのだらうと思います。そこでもう1度議論が必要だと思いますけれども。

**委員長（及川 保君）** はい、そういうことなのです。今、山本委員のおっしゃっていることはわかるのです。水道料金に上積みをしないで、使用料・手数料の部分で財源を残しておいたらどうかという、多分それが心配だということだと思うのですが、それをやらなくても、今局長が話されたとおり、やってもやらなくてもだめという可能性も高いわけですから。そこをぜひご理解いただいて、何とか前向きにこの使用料の部分も前向きな考え方で提示できるように、ぜひ進めていきたいと思いますので、まとめられるようによろしくお願ひしたいと思います。はい、この水道料金のほうではよろしいですね。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 今、今回この水道料金のこと考えられた12月前倒しの部分、それから水道料金を100円加算しての町民還元をするのだという考え方、ここまでの意見を統一したということ確認しておいたほうが良いと思います。

**委員長（及川 保君）** はい、先ほど確認したのですが、1つ目の12月前倒し、1,000万円の効果があるのです。ここを確認したいと思います。よろしいですね。9番、齊藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** 私は、使用料の件についてこだわっていたのです。

**委員長（及川 保君）** 齋藤委員わかりました。それも間違いなく次でやりますので。9番、齊

藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** それで意見なのです。ただ、こだわっていたのですが、この短時間の中で、それをいじると根拠というのがなかなか出てこなくなるだろうということで、先ほど委員長が、その問題は、ただ、これでよしとするのではなくて、ここに問題ありという指摘をしながら、あとでそれは取り上げざるを得ないと。そして、いい時期にその部分については、改定していくということ、これはこの文章の中にははっきりしているわけですから、その部分をやっていくということを確認をしておいて、その部分は今回はおいてもいいのではないかというふうに私は考えたのです。

その分、この12月に遡ること100円上積みすると、そこ1点に絞っていくということで、それでいいのではないかというふうに考えます。

**委員長（及川 保君）** そういう齋藤委員の、大変前向きなお考えを示していただきました。まずこの水道料、整理したいと思います。今、2つの皆さんとの合意を得て、議会の総意として町側に示していきたいというふうに思います。

そして、示す暁には、もしこれができないのであれば、町職員の給与の見直しも4月1日にせよと。このような姿勢で臨みたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですね。異議ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**委員長（及川 保君）** わかりました。それでは、次に進みたいと思います。

もう1つありました。今、齋藤委員のほうからございました使用料・手数料の見直しをすべきではないかと。効果がほとんど上がっていないと。逆にマイナスになっているという状況を打破せよという意見であります。この部分も今回町側に、3年後の見直しなのですが、25年。多分、このままいくとなると、見直しは3年後なのです。ところが、効果がないまま3年も、逆にマイナスで進んでいってしまう可能性があるのです。そこを皆さん危惧しているはずなのです。それと利用率が非常に下がっているということからすると、この部分で町側に、何らかの対策を提示せざるを得ない。その考え方をどのように示していくか、皆さんにお諮りしたいと思います。14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 14番、氏家です。委員長言われるとおりだと思います。効果がないものをいくら続けていっても、私に言わせればあくまでマイナスです。ですから、19年に改定した料金に、極端に言えば戻すべきものだとか、また、考え方によっては、個別に見直さなければいけないものだとかあるかもしれませんが、極端に言えば、今効果のないものについては19年当時に一度戻って考えなおすということで、僕はいいような気がします。

そうしても、今見ている効果額というものが出てこないものを載せているわけですから、僕は極端な考え方もありますが、そういった思いです。

**委員長（及川 保君）** これはまちをのむかどうかかわからいとしても、今、極端な話が元に戻せと。それによって効果を上げるという意見であります。他にございませんか。2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** 今まで議論されていますが、これは私はもっともなことだと思います。それと、議員懇談会でも再三このような声が上がっていますし、私も文化団体、あるいはスポーツし



ている1部の団体からも投げかけられたことを別にしても、やはり大きな流れの中で、使用料が上がったことによって、使用を制限されて使用料落ちていきますから、そういう部分でいけばやはり文化の面でもありますから、そういう分も含めても、前回のプログラムでは当然見直しになっているのです。

それが今回上がっていませんので、もしできる部分であれば、総意の意見となるような形で載せたほうが、今後は原則的に、あるいは一般質問とか所管事務調査でも、そういう部分について指摘された部分について検証できるので、多くの意見がありますので、ぜひ必要かと私も思います。

**委員長（及川 保君）** 特別委員会の中で、ぜひこの使用料・手数料も全体のことになるのか、これ皆さんにお諮りしますけれども、ぜひ議会の総意としてここをしっかりと提示したいというふうに思います。12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** この手数料の見直し、それともっともかと思いますが、私はこの3年間で、人口の減少、少子化、高齢化が一段と進んでいる。その原因は何かということをもう少しきちんと調査をして考えるべきであるし、慎重に考えるべきではないかと私は思います。

ただ、効果がないから見直すのではなく、きちんとした。なぜそうなったのかということ进行调查して、それからやるべきだと私は思います。

**委員長（及川 保君）** 松田委員の考えもそのとおりだと思いますので、そこも十分取り入れて、やはりこの部分というのは調査しなければいけないのです。今、氏家委員から、極端だけれども元に戻すというのも必要ではないかという意見もありました。

町側に示すにあたっては、今言ったようにきちんと調査をして、全面見直しも図るべきではないかというような形でまちに、検討すると。調査すると。漠然と、このままいくのではなくて、利用率を上げる策をきちんとやれということを進めたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。中身はそれで結構です。ただ、町に対してそういう意見を申し述べるということですね。そうであれば、今の委員長が言った中身でやるのであれば、やはりきちんと期限を切らせないとだめだと思います。

例えば、半年なり1年なりの中できちんと調査をして、その結果を議会に示し、どういう対策をとったかということを示しなさいと。このように書かないと私はだめだと思います。

**委員長（及川 保君）** なかなか今まで、所管でも調査をするのですが、今まで皆さんが言われたようなことを常にやっているのです。ところが検証といいますか、例えば期限を切ってやるとかって、所管では今まであまりやっていないのです。そういう意味では、今回のこの特別委員会の中で期限を切って、町側に再度この問題を、どうなったかということを出させることをしましょう。はい、15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 私も、それは必要だと思います。ただ、今回の使用料・手数料の見直しは、受益者負担の原理の確立とルールの一統化を基本として、3年ごとに見直すとルール化したのです。だから、それを早めなさいとかきちんと入れたほうがいいと思います。そういうふうに決めているから、本当は見直し23年度なのですが、それを今何も効果が認められないということは、原因も

ある程度は書いていますが、町民が減ったとか、そのようなことは書いていますけれども、そういったことでどのような影響があるのかということをきちんと検証して、それを早急に見直す必要があるというふうに議会はそのようにとらえているので、きちんとルールにのっとった見直しではなくて、今回の財政改革プログラムの見直しの中で、きちんと検証すべきだというふうに載せたほうがいいと思います。

**委員長（及川 保君）** 経過は間違いなく、効果はないという結果が出ているわけです。そこは出ているはずですから、何も難しいことはないはずですか、期限を切って提示せよという話しがありましたけれども、何か月にしますか。

やはり、議会側にいつまでに示せということをしていかないと、結局何もなくなってしまうはずなのです。私も、それはどうなっているということも言えますし、半年くらい必要ですか。3カ月、来年度の予算に反映できるような。15番、吉田和子委員。

**委員（吉田和子君）** 来年度予算に反映するべきであると。反映できるような形でやっていただきたいということを議会としてそのように申し出て、それをやらなければそれぞれの、個人の一般質問であり、こういったことも一般質問で出しているけれども、どうなのだということも向こうは出されたら、やはりこれから検証すると思うのです。それが、こういう期限を切っているのだけれどもどうなのだということとそのあと対応していくという形でいいのではないのでしょうか。

**委員長（及川 保君）** わかりました。来年度の予算ですね。もしそれが見えてこないのであれば、毎回一般質問しますよと。こういう脅しをかけたいと思います。よろしいですね。

皆さんのほうから、きょうまで出されてきた何とか町に対案を示そうという形の中で、今水道料金、それから使用料・手数料のこの特別委員会が提示する部分が、皆さんの総意で、議会の総意で出すということに決定しました。

そこで、この進め方をどうするかというのは、前回は決定をここでして、小委員会のほうへ持ち帰ったと、そして小委員会のほうで取りまとめた。そして町に提案したという経緯があるのですが、何とか今回、実のあるものにしたいということで皆さんにお諮りをしたいのでございます。

どういうことで進めたらいいかということ。私の考えとしては、確かに小委員会に持ち帰って、皆さんのほうから出されたものを持ち帰って、そこでどういう方法でやるかというのでもいいのですが、なかなか見えてこない部分があるのです。結果的に総意だと言いながら、小委員会の提案では強力なものが出せないというのが1つあるということと。

一度町側のこう決めましたというものを提示するのですが、町側の考え方も、これに対してできるかできないかというのはやらなくてもよろしいですか。

暫時休憩を致します。

休 憩（午後 2時36分）

---

再 開（午後 2時39分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開したいと思います。

この進め方で、今皆さんにお諮りしたのですが、前回は議論した中での小委員会に皆さんの総意

をゆだねたという経過があったのです。それはやはり、今回もそのようにするしかないのかという思いでいるのですが、もしそれにかわるものがあればお伺いしたいと思いますし、それいよと、今回の内容を変えないで、今皆さんと決定したこの事項を必ず町側に提示すると、それを小委員会にゆだねるということで進めるということでしょうか。12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** 私はそれでいいと思うのですが、健全化特別委員会をずっと見ていて、8項目余りずっと議論しました。この議論が小委員会で報告するというのですが、私はつけ加えてほしいのが1つあるのですが、この健全化委員会、特別委員会をずっと開いてきて、ほとんど時間を費やしたのは、職員給与の改正か、水道料金の改正かなのです。私は、大事なことは白老のまちが危機的状況になって財政再建を始めた。先日町長は、「普通のまちになったよ。」少なくともそう言いきっています。

ですから、私は町民の方々に、さまざまな負担、使用料・手数料もそうですが、さまざまな負担を願った、しかし3年が経過したら、今このような状況です。そして、これから見直しも25年にあり、28年まで進むのですが、そのときに、今の財政状況がこうなるだろう。こうなるべきだ。このような今の状態と将来に向けた報告を町民が、私は一番知りたいのではないのだろうか。

あの水道料の200円、300円もこれも大事なことです。しかし、町民が覚悟を決めてまちを再建すると、まちに協力しています。議会もそうです。みんなそうです。職員も。

ですからやはり、今の時点の3年間の区切と、それから次に向けた区切り、それから方向性。このことをきちんと議論しながら、その報告が私は一番大事だと思うのですがどうですか。

**委員長（及川 保君）** これは、松田委員のおっしゃっていることは、実は私も報告の中できっちり入れていこうと。今まで町民の、確かに7対3の議論はあるのです。あるのですが、全体の総体的に町民サービスというのは低下しているのは、事実として間違いのないのです。草刈り一つにしてもやはりきのうまでと状況は違うのです。そういう部分も含めてしっかりと報告の中に入れていきますということで、ここで約束を致したいと思います。12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** ぜひそうしていただきたいと思います。

**委員長（及川 保君）** はい、わかりました。14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 14番、氏家です。私も松田委員が言われていることはそのとおりだと思います。今月、24、25、26日、3日間にわたっての町政懇談会があります。それに向けてしっかり行政に対して、私は多分やると思いますけれども、委員長のほうから報告はもっと遅くなりますね。ですから、前もってそう言った部分も言うておくことが必要だと思います。

**委員長（及川 保君）** 12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** 私はそういうことが、職員給与の見直しや、水道料金が、私はいつもあめ玉一袋だというけれども、この程度でやむを得ないのだという理解は、そういう報告をきちんとすることが大事なのです。そして理解をしていただくということが。

**委員長（及川 保君）** はい、わかりました。今回の、町側にこれから示す、小委員会にまたゆだねて示すのですが、その段階でも、この1件についてはしっかりと申し入れするということではないと思います。9番、齊藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** 今、指摘されていることというのは、すごく大事なことだし、やはり今まで一生懸命議論してきたことのまとめとして、これを反映させていってほしいという立場で話をしたいと思うのですが、ただ、先ほど委員長が言ったことの確認なのですが、これからやらなければいけないことは、今まで何日間かやってきたことをまとめて、それを文章化する。そしてそれを町へ提示しなければだめですね。そして議会へ報告すると。こういう手続きというのがあるのです。そういう手続きを小委員会にゆだねるといふふうに聞こえたのですが、本当の委員長の考え方というのはそういうことなのかどうかということを確認したいのです。

それぞれ、ここの手続きというのは、決められたものがあるのだらうと思いますが、もともと小委員会というのはこの議事の進め方の話をするということによって役目を仰せつかったのではないかと思うのです。先ほど委員長が言ったのであれば、それに新しい任務をつけて小委員会にお手伝いしてもらおうのか、任せるのかわからないけれども、仕事をしてもらうということであれば、それをみんなが認めるのであればそれでいいのだけれども、前のままの形で、あとは小委員会にお願いしますという形にはならないのではないかと私は考えるのですが。その辺りの考え方をはっきりさせてください。

**委員長（及川 保君）** これ、委員長に質問しているのですね。正副委員長に特別委員会委員長がその任を負っているのではないかと。今、齋藤委員はそういう趣旨の発言ですね。前は小委員会のほうにゆだねたわけですけども、皆さんこの方法というには、そのほうがいいということですか。9番、齊藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** 誤解されては困る。これだけ長々と論議したものを、正副委員長に全部お任せと。やりなさいと言うつもりは、私はないのです。これだけのものをまとめるわけだから、本当に町に対して効果的なまとめ方というのはあるだらうと思いますので、その知恵を、まとめるために知恵を借るのであれば、小委員会に知恵を借りるのならそれはそれでいいのです。委員長。副委員長がいて小委員会があって、その応援をしてくださいというふうにするのであれば、その小委員会の任務というものを、今ここでみんなで確認しなければならない。承認しなければならないのではないかと言ったのです。

**委員長（及川 保君）** そうですか。そういうことですか。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 14番、氏家です。多分、いろいろな意見あるかもしれないけれど、前に平成19年超過税率のことで特別委員会の中で議論したときに、もっとこうすればこうなったのではないかという、すごいそういう轍を、僕たちは踏んでいると思うのです。そうなれば、今回の特別委員会の中で議論したことというのは、町民に還元されなければ何の意味もない話ではないですか。そこを踏まえた手続き論を取ってもらいたと僕は思います。どんなやり方でもいいです。そこを踏み外してしまったら、ただ、ここで議論をしても結局やらなければ何もならない話です。このような言い方をしているのかどうか分かりませんが。報告書を出してそれでもって終わりという話ではないと僕は思うのです。ですから、本当に今議論したことが、本当に町民にためになるような成果にしていかなければいけないということになれば、それなりの手続きというのは踏むべきものだと僕は思うのですが、皆さんの意見を聞きながら、ここでそれが出なければ出ないで、また違う場所

で話をしたら。

**委員長（及川 保君）** 先ほど申し上げたように、私のほうから小委員会にゆだねてほしいということで提案したのですが、今そのような疑義が、意見が出されておりますので、もしそれをやるのなら、ここで皆さんに諮って決めたほうがいいという意見でありました。はい、2番、前田博之委員。

**委員（前田博之君）** その前に、委員会でみんなの合意で1つの方向性にまとまったということは、非常に大きな成果だと思えます。それで今、斎藤委員や氏家委員からお話が出ましたけれども、これはもっともだと思えます。私は、委員長も決まったことはそのままいきますと言っていますから、今松田委員もお話しされた、初めの考え方、それはやはり整理して、今まで意見が出たもの結論、整理されると思うのです。それをきちんと正副委員長だけではなくて小委員会の中で、ある程度そのようなことをベースにして文章化してもらって、それを整理したものをもう1回委員会を開いて、きちんと議論したほうがいいのではないですか。

それで、総意だというふうにもって行ったほうがいいと思うのです。あとは手続き上の問題だけれども、逆に先ほどから話しているけれども、議会がこれだけまとまって特別委員会の意見が出たものは無視されるとか、何かした場合には本会議の中で、議会人とはどうあるべきかということを考えるべきだと思うのです。

それだけの決意を僕は持つべきだと思いますから、小委員会ではご苦労ですがけれども、文案の作成とかを示してもらったほうがいいのかと思います。

**委員長（及川 保君）** わかりました。私もその任に当たるのは、もしやれというのであれば、特別委員会の正副委員長で、小委員会がありますから、皆さんもいろいろご苦労されてここまで来ましたから、もしそういう形になれば小委員会の正副委員長も含めて、その任に当たりたいと思います。

今、前田委員のほうからもありました。特別委員会の合意事項について、町民の立場に立って、きょうまでいろいろと皆さんのご意見を伺ってきました。これを、ぜひ総意として示せという皆さんの意見でありますから、ぜひ実行できるようにまとめも含めまして、町との協議も含めて小委員会に任せていただきたいと思います。こういうことであります。

あと、まとめにつきましては、また全体の会議の中で皆さんにお諮りしたいというふうに思いますのでいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**委員長（及川 保君）** はい、それでは、そのように取り計らいをしたいと思います。

まだ残っているのですが、委員会は、実はもう皆さんのほうに届いているはずで、11月22日10時から、多分最終のこの委員会になりますので、その中で示すような形になると思います。

独自削減、やりますか。独自削減の部分が、これ皆さんのお手元にあるとおり7ページ、先般の11月14日の日曜日だったのですが、ここではかなり議論しております。松田委員、前田委員はおられなかったのですが、そういう中でこういう意見が出されているということで、下段のほうが、めくっていただいて最後にあります。上の枠と下の枠がありますが、上の枠は前回までに大方こう

という意見になっているのです。

( 1 ) 白老町議会がこれまで積み上げてきた活動や若い世代が議員に挑戦できるためにも議員報酬の独自削減は仕切り直して元に戻すことに賛成する。と。

ここで賛成するとなっていますが、そういう考えではどうだと。これ議長にも特別に意見求めています。この下段のものがそのときの議長の発言です。

( 2 )として、多くの町民が痛みを感じている中では、議員報酬の独自削減を継続するべきである。大別するとこのような意見になるわけでありませぬ。そこを踏まえて 14 日の特別委員会の中で、このような意見が、下段がこういう意見が出されたということでもあります。

先般、ここでもかなりの議論はしています。お二方の委員がおられなかった中での議論だったので、改めてその前にも議論はしているのですが、改めて意見を求めたいと思います。2 番、前田博之委員。

**委員(前田博之君)** 私、結論だけです。7 ページにも出ていますが、まず頭の、私は( 2 )で、多くの町民が痛みを感じている中では、議員報酬の独自削減を継続するべきである。ということですよ。それと、個々に項目上がっていますが、( 6 )の財政再建途上にあって仕切り直しということが、町民に理解されるのだろうか。自主削減すべきだと。私はそういう意見です。

**委員長(及川 保君)** 12 番、松田謙吾委員。

**委員(松田謙吾君)** 私も 14 日、休んだのですが、( 1 )から( 9 )まで議論されたのですか。私は前にも述べております、町三役の給与、これは選挙公約ですから、私は逆転するしない抜きにして、町長公約なのです。この公約を議員自ら破りなさいなどと言えませぬ。私は公約は町民の 1 人とすれば守っていただきたいし、議員の立場からすると、しかも私もこのとき町長選挙に出た 1 人なのです。そこからいくと、私は町三役の削減というのは、町長の選挙公約ですから、町民の期待を裏切ることになりませぬ。

ですから、私は逆転とか、そのようなことで議論すべきものではない、これははっきり申し上げておきます。

**委員長(及川 保君)** いえ、議員の自主削減の部分です。12 番、松田謙吾委員。

**委員(松田謙吾君)** それから、議員の自主削減は、私は平成 14 年の議長のとときに、見野町政のとときに財政が厳しいと、見野町政が町長自ら 15% 給与を下げるのだと、もちろん議会に相談したわけではありません。自ら議長が述べたことです。であれば、やはり議会としても何らかの措置を取らなければだめだろうと。そういうことで副議長とどうしたらいいだろうと。議員も、議会も下げるべきではないだろうかということで、副議長とご相談として、副議長とそうすべきだということで、皆さんに諮って削減をしたのです。あれからずっと続いているようなのですが、私は先般も言いましたが、これは議長が判断すべきだと。町から要請されたわけではありません。議長自ら、元に戻すなり、議長の判断ですべきだと、こう私は思っております。

**委員長(及川 保君)** 議長判断だと。この自主削減については、もちろんそのとおりなのです。きょうまでの削減、必ず 1 年に 1 回、議長がこのことを議会運営委員会に諮って、委員長に諮って毎年毎年実施したことから、議長が判断すればいいわけなのですが、いずれにしてもこの部分

については・・・。

暫時休憩を致します。

休 憩（午後 3時01分）

---

再 開（午後 3時02分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開したいと思います。

議員報酬の独自削減については、これは議長の判断で毎回決めていることだから、議長が判断することだと。こういうことだと思います。

そうであるならば、ここで、特別に議長からも意見を求めておまして、議長が長年継続して行ってきたのですが、ここで改めて振り出しに戻してみるのも一つの考え方だなというような趣旨の発言をされております。

ですから、このことを逆に、特別委員会の中で、皆さんが全体多数の意見が元に戻すということと、今、前回議長が発言された内容を考えて、ここで結論を出して、議長が判断すべきだと松田委員がおっしゃっています。それはそのとおりだと思いますので、それを踏み越えて独自削減を戻すべきだということに決定していいのか。

これ、議長判断でいいのではないか。はい、12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** つけ加えるけれども、19年に議員削減もしました。それから、22年23年と報酬審議会も見直すべきだという答申は来ています。それから、この削減は、町から要請されたものでも、町民から要請されたものでもないのです。まさしく議長判断でやったのです。

ですから、私は、しかも当時は60日、70日の議会活動です。今、去年は165日ですよ。そういうことからいくと、私はきちんとした理由さえつければ、議長判断がきちんとすれば、私は、きちんとした理由は成り立つ。議長がどう判断するかです。私はそのように思っているのです。

ですから、私は議長がきちんと判断して説明すべきだとこのように言っているのです。

**委員長（及川 保君）** 間違いなく議長が、議会運営委員会の委員長に諮問しているのです。必ず1年に1回、これを行って、このことを今まで継続して行っているのです。ですから、松田委員がおっしゃっていることは全く、何も間違ったこと1つ言っているわけではないのです。

私たちが、ここで協議してやっていることではないのです。9番、齊藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** 出だしは、議長の発議だったと。

**委員長（及川 保君）** 出だしも今も、議長の発議です。9番、齊藤征信委員。

**委員（齋藤征信君）** ただ、議長の発議が進められてきたものが、それが議会の意思として、ただやってきたのかどうなのかということは、ちょっと私疑問が残るのです。

やはり、今の町財政の中で、我々のできることは何かということを考えて、自ら自主削減というものにに応じてきたのだというふうにとらえているのです。だから、そういう意味で言えば、議長の発議というのは重いかもしれないけれど、金を出してきたのは私たちが出してきたわけですから、だから、それを今の情勢に合わせてどう考えるかというのは、我々自分で判断しなければならないことではないのかなというふうには思うのです。

ただ、そうやって考えた場合に、今の情勢の中で労働日数が増えたから元へ戻したのです。という言い方が町民に納得できるものなのかどうなのか、私はそのところよくわからないのです。

これは前にも言いましたから、繰り返しになりますけれども、やはり町民や職員がまだ負担をしている中で、議員だけは元に戻ってしまいましたということが、説明がそれでできるのかどうかということでは、私は全く説明がつかないのではないかと。

だから、言ってみれば、今7%自主削減している中で、今度人事院勧告が出てということで、また数値がかわるのかもしれませんが、あとの残りの部分を、いくらでもいいから私たちだけが削減をする必要はあるのではないかと。最低限は、私はそう考えています。

**委員長（及川 保君）** はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 僕は斎藤委員が今言っている話は、根本的に議論が違うと思っています。なぜなら、例えば、松田委員が先ほど言われた自主削減を始めた当時というのはまだ議会日数が60日くらいだったと、でも議会改革がどんどん進み議会のあるべき姿だとか、議員とはどうあるべきなのかということを議論して、今の議会体制になっているのです。そうなったときに、確かに、今町民負担だとか、財政が大変だという時代において、でも議会はこのままでいいのかということや、ずっと議論してきました。議論してきた中での議員報酬のあるべき姿も議論してきているわけです。だからそういう段階の話では僕はないと思っています。

今、自主削減云々の話ではなくて、本当に議員に対しての報酬のあり方だとかというものは、根本的に考えようという議論をしている最中ですので、私は、堀部議長のこの言葉に、すべて集約されるのではないかと思いますので、もう余計な話はしません。それだけです。

**委員長（及川 保君）** はい、わかりました。5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** 町民で構成されている報酬等審議会は、まさに町の財政再建の最中です。最中の中であえて他の議会と比べたときに、非常に出席日数等々が多いという状況の中では、若い世代、あるいは仕事を持った世代、子育て世代の母親、そういった方々が議会に参画する機会を失ってしまっていると。これは問題だということで今の報酬よりも10万円くらい上げるべきだと、はっきり金額まで報酬等審議会が提示されている。これは本当に再建中にもかかわらず、そのような切実な思いの中で報酬等審議会が上げてきている。それを議長が議会運営委員会に諮問して、何度も議論して結論は出得ておりませんが、私どもの会派は再三申し上げているとおり、独自削減を戻すといういは、あくまでも途中経過という一つのステップとして、それで合意を得られるのならいいでしょうということで落ち着いている話であって、うちの会派としては大幅に上げるべきだというのが考え方ですから、それで議運の中では一度この自主削減を今の活動日数を考えた場合は戻すのだということでは、一度各会派で一致できていた話です。これが元通りの議論がここでされるとということであれば、失望する以外にないのかと感ずるところであります。

**委員長（及川 保君）** 10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。今の山本委員の発言は若干違いますよ。それは一致したというのは条件がきちんとついて一致しているはずですから、もう同じことを、この間14日言ったことを同じこと言っても仕方ありませんから言いませんけれども。言えと言うなら言いますけ



れども、それは条件がついていて一致したということだけは議事録にも残っておりますから、それは事実ですから、そこだけは訂正しておいていただきたいというふうに思います。

議会運営委員会で一致しているのは、松田委員とは少し違いますけれども、三者が下げた場合はという条件がついていると思いますから、その条件がクリアされた場合はというふうになっていると思いますので、そこだけはきちんとしておいていただきたいと思います。議事録が残りますので、そののところだけははっきりしておいていただきたいと思います。

もう一つ、やはりこのことで、松田委員も先ほどおっしゃいましたけれども、やはり町三役との関係は、この中には両方出ているのです。ですから、この後やられるということですか。

**委員長（及川 保君）** ここがクリアできなければ、大変厳しい状況になります。5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** 今ほど、大淵委員がおっしゃったことはそのとおりでございます、その部分は訂正させていただきたいと思います。共産党さんはあくまでも3者がそろったときにということを確認におっしゃっていました。

**委員長（及川 保君）** 大変、この独自削減の部分では合意できる状況にはないというふうに感じ取ったわけでありまして。はい、10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 松田委員が先ほど言われた公約の問題なのですが、私は、松田委員の言われるとおりだと思います。公約というのは、数字も示されているわけですから、これは僕はその部分は松田委員の言うとおりだと思います。公約のことで考えればです。

もちろん公約というのは、議員も公約します。公約したからと言って全部できるわけではございません。町長だって85%の達成率といいます。ただ、それは自ら示した数字でやれることと、上部機関があったりいろいろなことがあったり、質問の中でいろいろなやり取りがあって、できることとできないことがあるのです。僕はそのように理解しています。

ですから、松田委員の言われるように公約なのだからきちんとすべきだと。ただ、それは議員もしているのです。議員も公約しているわけです。そうしたら、この公約というのはどれくらいのものであるのかという辺りは、議員の側も公約しているわけですから、もちろん、今の財源問題で数字で報酬の公約をされている方もいらっしゃいますよね。ですから、そこら辺が、本当に公約って何なのかという辺りは、私は議論しておく必要があるのではないかと僕は思っています。

そのことが、必要ないというのならそれで結構です。だけど、私はその両方をやらないと。私は松田委員が言われていることはもっともだと思います。町長は公約しているわけですから、ですから議員も同じだと思うのです。公約ということ言えば、そこら辺をどのように考えるのか議論しておく必要はないのでしょうか。必要がなければそれはそれで結構です。町長の部分だけの公約だということであればそれはそれで結構です。

**委員長（及川 保君）** 公約の部分でね。今大淵委員のほうから発言がありました。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 僕は、大淵委員の言われた視点で議論することも大事だと思います。それともう1点、議会改革、議会改革の中で、議会のあるべき姿を議論してきた内容、このままの報酬

体制であれば、議会というのはだんだん衰退していくというような、そういった議論をしてきたのは間違いないのです。

これを機に、例えば今回のこういった報酬等審議会等々の諮問を受けた形の中でも議論していますが、これを逃して、このときでなければ議論できないことを議論してきたわけですから、そう言ったこともしっかり頭に入れて、私たちの任期の間はいいけれども、次期のこともしっかり考えて、しっかり議論すべき問題だと思しますので、今大淵委員が言われた観点から議論されるのも結構ですし、今まで議論してきたことをしっかり次世代につなげていくような方向性を示していくのも、今回の財政特別委員会のあるべき姿だと思いますので、その辺もしっかり議論していただければと思います。

**委員長(及川 保君)** 今、公約の部分での意見がありました。これをどのように考えられるか。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員(氏家裕治君)** 14番、氏家です。まず、公約の部分ですけれども、私も公約は本当に大事な、1つの町長としての思いで白老町の財政を立て直さなければとする思いで公約をしてきたというのは十分わかります。

ただ、白老町の財政がある程度戻ろうとしている段階の中で、町職員の給与を戻すという中での逆転現象というのは、僕はどうしても不自然なのです。不自然としか思えない部分なのです。

僕の観点から見ると、1議員としての観点かもしれないけれど、議員として逆転現象というのはどうもおかしいと思う。例えば、その辺のアップ率で逆転現象が起こらないような状況での体制づくりというのは必要な気がしますから、僕は理事者に対して求めていったいいのではないかと。こうすべきではないのかということも言ってもいいのではないかと。それで受け入れる受け入れないは理事者の間考え方でしょうから、僕としては通常の組織だとかいろいろなものを考えたときでも、その辺の考え方がおかしいと思う人がいれば、それはおかしいと思っていったいい部分だと思っています。

**委員長(及川 保君)** 12番、松田謙吾委員。

**委員(松田謙吾君)** 私が言っているのは、三役の給与をどうのこうのと言っているのではないのです。町長の公約ですから、議会が議論すべきではないと言っているのです。町長が自ら上げたいと思えば上げたっていいのです。あと、ここの議決を取ればいいわけですから。いい人は認めればいいし、悪い人は反対するべきなのです。ですから、公約というのは100%必ず、守られているものでもない。国政を見てもわかる。ただ、私は上げる下げの議論をすべきではないと言っているのです。町長が自らの判断で自分の給与を上げるかどうかわかりませんし、副町長、教育長の上げるのであれば、自ら相談しないで、議案を提案しなさい。私はそう言っているのです。議会が議論すべきではないのです。出されてから議論すべきなのです。きちんと提案されて。そしていい人は賛成して認めればいいし、認めない人は反対すればいいのです。

ですから、議会で議論すべきことではないと私は言っているのです。

**委員長(及川 保君)** はい、5番、山本浩平委員。

**委員(山本浩平君)** そこで、結局ネックになっているのは、共産党さんのご意見が、理事者の

部分が、仮に手をかけない状況だったら、議会が率先してやるべきではないというところで、かなりストップしてしまっているのですけれども、これ、我々議会の報酬というのは、今まで毎年毎年議論した中で、皆さんから出てきた意見は、私が平成15年から議員になって、毎年確かに議運等でやっています。そのとき皆さんから出ている意見は、これは報酬等審議会とか、そのようなところがあるのだから、自分たちでは決められないのだという意見が大勢を占めているのです。その報酬等審議会のご意見が、何も尊重されていない。これだけ財政が好転して、職員の給与カットも20%から8%くらい戻しましょうという合意を、皆さんである程度できている状況なのですから、議員だけ逆にやらないというのは、先ほど氏家委員から出ましたが、このタイミングでやらないのなら、これはいつまでたっても私はできないと思います。

ですから、私は、理事者の動向などは別に考える必要はないと思います。きちんと自分たちの考え方で、出席日数だとか登板日数なども考慮した上で、これは充分戻すに値するという判断の中で、議会は議会の独自判断でやるべきだとこのように思います。

**委員長（及川 保君）** 12番、松田謙吾委員。

**委員（松田謙吾君）** 議員報酬もそうなのです。諮問したのは議会ではないのです。審議会に諮問したのは町長なのです。答申したのは審議会が町長になのです。ですから、町長の判断で財政の状況、まちの状況、自ら判断して議会に提案すればいいのです。そして、その中で議論をして賛成の人は賛成すればいいし、そこで議論する。私は、議員報酬もずっとこのように言っているのです。

私は、前も言っているけれど、こんなに安いバカな話はないと思っているのです。私は、600万円、700万円の世界だろう。そして、議員定数も4人減らしたときに、議員報酬を上げなければならないということも入っているのです。22人から20人に減らしたときもそうなのです。

これから、今財政状況がこのようになったし、現に議員が1人足りない。そうなれば、議員定数も見直しながら、町長が提案されたら、それを見直しながら議会が判断する。これでよろしいのではないです。何も難しく考えることはないです。町長の提案次第なのです。提案されないのに自分の自らの給料を自分で決めるのはおかしいと言っているのです。町長が提案された段階で、町長が議会活動の日数やそのようなものを見計らって、そして審議会の意見を踏まえて出したわけですから、堂々と町長が出せばいいのではないですか。私は、常に言っていることはそのようなことです。

**委員長（及川 保君）** 大変ここで、独自削減については様々な意見というか、2つに分かれるというふうに思うのですが、暫時休憩を致します。

休 憩（午後 3時24分）

---

再 開（午後 3時38分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開したいと思います。

町のほうから提案されております独自削減の部分です、これはここで議論してほしいという提案を町側から数字的に示されていませんから、議論していただきたいと。それで決定していただきたいというふうに提案されているのですが、今までの議論を踏まえてみますと、まとめてみますと、どうもこの特別委員会の中で決定するというにはならないなという状況にあります。

ですから、今後、また別の中で決めていくことにしかならないというふうに思いますがいかがでしょうか。別の場所というのは議会運営委員会です。ここに委員長おられますが、大変厳しい任を負わせてしまうかと思いますが、今の状況ですというそういう判断をせざるを得ないと。

ここで、元に戻すとかという決定にはならないですね。歩み寄れる状況にならないというふうに考えます。いかがでしょうか。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 14番、氏家です。議会運営委員会に戻すのは戻すで、僕は別にかまわないと思うのですが、いずれにしても私たちの自主削減は12月までですね。その中で議論すればいいことかと私は考えているのです。せめて11月いっぱい。

**委員長（及川 保君）** それでも、時間は限られているということです。14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 確かにそれはあります。それであれば、どのような方向性になるかわからないのですが、大淵委員が言われている理事者の考え方などが、そこで明確になってくる、そういったものを踏んで私たちが判断する話になるのかならないのか。そうなったときには議会運営委員会の中でもテーマが絞られてくるので、私たちは反対だということ、それでも議会の中ですべきだという考えが出てくるのかと思うのですが、そういったタイムスケジュール的な考え方というのはどうなのでしょう。今、議論しているのは理事者側が、自分たちも考えるということであれば、議員報酬の削減についても前向きに考えるという意見と、それとは別に議員は議員の中で、報酬等審議会からいろいろな答申を受けているのだから、今は1回仕切り直すのだという議長の意見を踏まえるということ、考え方は2つくらいですね。

というのであれば、議会運営委員会に戻すなら戻すでいいけれども、時期を見て議論するならば議論するという形のほうがすっきりしていいような気がします。

**委員長（及川 保君）** 今ここで、判断ができなかったということになっても、結果的には同じ議論をしなければいけないのです。議会運営委員会といえども、同じ組織なので、単に持ち帰るだけの話なのです。でき得れば、この中である程度の判断は示しておくべきなのかと私は思うのです。10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** 10番、大淵です。この財政改革プログラムの中で言っているのが6番の特別職の給与の削減の見直し、これは議会の議論を踏まえるものとして、と書いてあるのです。次のページに議員の定数及び議員報酬の削減ということで、これも議会の議論を踏まえ町は考えますと言っているわけです。今の段階では、片方だけやるというわけにはいかないという状況です。はっきり言えば。

そうすると、今までの議論の経過もございますけれども、議員の報酬削減については1月1日から12月のぎりぎりの議会まで、削減の部分についてだけいえば、そこまで間に合うと。もう一つ町のほうは11月29日までに、もし出してくるとしたら、町長及び副町長、教育長の給与についてどうするかということについて出してくるわけです。

こちらが例えば、審議未了、審議できないとしても出してくるという状況にはなるということになりますね。だから、ここで町が言っている2つのことについて議論をしてほしいと言ってきていることについては、審議未了というのか結論が出せないというのかよくわかりませんが、そういう

状況なのだけれど、結果としては11月末または12月末まで、この2つは決着つけなければだめだということになるのです。

**委員長（及川 保君）** 僕は言っているのです。そのとおりです。10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** そういうふうにするしか、今の段階では、ただ、きょうここに議長の意見がございませう。きょう議長欠席していますから、議長の確認というか、そのようなことは必要ないですか。必要あれば22日まできちんとした結論、審議未了というのかなんというのかわからないけれども、議論やめますというのか、やはり議長の意見を聞く必要が、ここで議長が述べていますから必要がないのかということだけが残っているのかというふうに思います。

**委員長（及川 保君）** 今、議長がきょうは出席されていないので、議長のここまできての判断というか、どのようなお考えをもたれているのかというのは確かに大事なことだと思います。議長の意見を再度聞くというのも、今回はこのような意見を出されていますが、ここまで煮詰まった、あらゆる議論をしてきた中で、最終の段階に入った中での決断を、決意をどのようにお考えなのかお聞きする機会が必要だと、私もそのように思います。

いずれにしても期間が限られている。これを持ちこしにしたとしても、間違いなくここを議論しなければいけないのです。それは、場を改めて議会運営委員会にするということになるのですが、結果的には同じなのです。やり方は当然違いますけれども、違いはあるとしても結果的には再度議論するということになりませんが、もう1度22日、月曜日、11月22日に最後のこの特別委員会の開催予定をしています。そこで議長のお考えもお聞きすると。その中で、決めてもいいですね。

暫時休憩を致します。

休 憩（午後 3時49分）

---

再 開（午後 3時49分）

**委員長（及川 保君）** 休憩を閉じて、会議を再開したいと思います。

今、大淵委員の発言があったのですが、この時、議長のご意見を求めているのです。議長が発言されております。このプログラムの見直しの中で、職員給与、理事者の給与見直し、議員報酬の戻しをするという議論も相当に上がってきていると、報酬等審議会の答申もあると。さらに議論も重ねてきた中で、元に戻して仕切り直しをするという考えをしめされているのです。それを踏まえて私たちは議論をしてきているはずなのです。

これが議会運営委員会に戻されるとしても、結果的には結論を出すという形には変わりはないのです。はい、14番、氏家裕治委員。

**委員（氏家裕治君）** 委員長、今、議会運営委員会に戻すときには、議会運営委員会の中で議論する報酬のあり方については、多分報酬等審議会から示されてきた内容についての議論になるのではないのですか。

**委員長（及川 保君）** 違います。必ずやらなければならないのは、今まで1年1年やってきた自主削減の部分を議長が議会運営委員会委員長に諮るかどうか。これが諮るか諮らないかのことを言っているのです。賛成とか反対とかは本会議のときの話であって、議長の判断なのです。松田委

員がおっしゃっていることと同じことなのです。5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** ということは、この前の議長の発言は、議員報酬の独自削減を元に戻してとはっきりおっしゃっていますね。その部分については、もしかしたら議会運営委員会に対して諮問を、もし議長の判断が削減しないで元に戻しますよという考え方であれば、諮問を議運にしない可能性もあるということですね。そういうふうに理解してよろしいのですね。

**委員長（及川 保君）** だから、賛成するとかしないとか。議論するとかの話ではないのです。5番、山本浩平委員。

**委員（山本浩平君）** そうなったときは、自動的に10%削減ということはなくなるということですね。

**委員長（及川 保君）** そうということです。10番、大淵紀夫委員。

**委員（大淵紀夫君）** ただ、それはあまた議員さんたちの中で、どうしても削減したいという人が、協議して2人以上いたら出せるのだから、それを出すということはあり得るわけです。議長の諮問があるかないかと言ったら、このことでないということはよくわかります。

**委員長（及川 保君）** そのようなことであるのです。それで、大淵委員の発言もありましたので、22日改めて、議長の発言を伺うということで、そこでまたあれば、また議論しようということでもよろしいですか。

確認しておきます。特別職の給与削減見直し、それから議員定数及び議員報酬の削減一部見直し、この部分について改めて22日に議論をしてまとめたいという考えでございますので、そのおつもりで出席方よろしくお願ひしたいと思います。

---

### 閉会の宣言

**委員長（及川 保君）** それでは、本日の会議をこの程度にしたいと思っておりますので、次回またよろしくお願ひいたします。ご苦労さまでした。

閉 会（午後 3時54分）